官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十二条第一項の規定による変更の認証をした件（法務八二）　一
○道路運送車両の保安基準第五十八条の三第一項の規定により、自動車を認定した件
（国土交通一二二一～一二二三）　三
○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用、追加提供及び新規提供が決定された件
（防衛二五六）　六
○道路に関する件
（北海道開発局七四、七五）　七
〔国会事項〕　七
〔人事異動〕
法務省　七
〔褒　賞〕　七
〔皇室事項〕　七
〔官庁報告〕
官庁事項
保障契約証明書の無効について
（九州運輸局）　八
労　働
最低賃金の改正決定に関する公示
（埼玉労働局最低賃金公示三）　八
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について
（厚生労働省）　八
戸籍が滅失した件
（法務省告示配一五一）　八
〔公　告〕　八
諸　事　項
官庁
会社法第四七二条第一項の届出、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一四九条第一項の届出・第二〇三条第一項の届出、次期中等練習機及び地上教育器材並びに次期連絡機の提案要求書の手交に関する説明会関係　八
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　九
会社その他　九

その他告示

○法務省告示第八十二号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第十二条第一項の規定に基づき、次の者が行う認証紛争解決手続の業務の変更の認証をしたので、同条第四項で準用する同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

令和八年十月十五日

法務大臣　山下　貴司

認証紛争解決事業者の名称及び住所
山形県司法書士会
山形県山形市小白川町一丁目十六番二十六号

変更の内容
裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第六条第一号、二号及び第五号に係る変更

変更の認証年月日
令和八年十月一日

○国土交通省告示第千二百二十一号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第五十八条の三第一項の規定により、令和八年八月二十一日次のとおり自動車を認定した。

令和八年十月十五日

国土交通大臣　井林　辰憲

認定番号	車名及び型式	車体の形状	認定を受けた者の氏名又は名称及び住所
2026—TA0005—1	トヨタ　7AW—AXU　H78R	ステーションワゴン	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町1番地
2026—TA0005—2	〃	〃	〃
2026—TA0005—3	〃	〃	〃
2026—TA0005—4	〃	〃	〃
2026—TA0005—5	〃	〃	〃
2026—TA0005—6	〃	〃	〃
2026—TA0005—7	〃	〃	〃
2026—TA0005—8	〃	〃	〃
2026—TA0005—9	〃	〃	〃
2026—TA0005—10	〃	〃	〃
2026—TA0005—11	〃	〃	〃
2026—TA0005—12	〃	〃	〃
2026—TA0005—13	〃	〃	〃
2026—TA0005—14	〃	〃	〃
2026—TA0005—15	〃	〃	〃

2026―ＴＡ0005―16	〃	〃	〃
2026―ＴＡ0005―17	〃	〃	〃
2026―ＴＡ0005―18	〃	〃	〃
2026―ＴＡ0005―19	〃	〃	〃
2026―ＴＡ0005―20	〃	〃	〃
2026―ＴＡ0005―21	〃	〃	〃
2026―ＴＡ0005―22	〃	〃	〃
2026―ＴＡ0005―23	〃	〃	〃
2026―ＴＡ0005―24	〃	〃	〃
2026―ＴＡ0005―25	〃	〃	〃
2026―ＴＡ0005―26	〃	〃	〃
2026―ＴＡ0005―27	〃	〃	〃
2026―ＴＡ0005―28	〃	〃	〃
2026―ＴＡ0005―29	〃	〃	〃
2026―ＴＡ0005―30	〃	〃	〃
2026―ＴＡ0005―31	〃	〃	〃
2026―ＴＡ0005―32	〃	〃	〃
2026―ＴＡ0005―33	〃	〃	〃
2026―ＴＡ0005―34	〃	〃	〃
2026―ＴＡ0005―35	〃	〃	〃
2026―ＴＡ0005―36	〃	〃	〃
2026―ＴＡ0005―37	〃	〃	〃
2026―ＴＡ0005―38	〃	〃	〃
2026―ＴＡ0005―39	〃	〃	〃
2026―ＴＡ0005―40	〃	〃	〃
2026―ＴＡ0005―41	〃	〃	〃
2026―ＴＡ0005―42	〃	〃	〃

○国土交通省告示第千二百二十二号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第五十八条の三第一項の規定により、令和八年九月七日次のとおり自動車を認定した。

令和八年十月十五日

国土交通大臣　井林　辰憲

認定番号	車名及び型式	車体の形状	認定を受けた者の氏名又は名称及び住所
2026―ＴＡ0006―1	トヨタ　ＸＢ４―ＶＸＫ　A75L	ボンネット	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地
2026―ＴＡ0006―2	〃	〃	〃
2026―ＴＡ0006―3	〃	〃	〃
2026―ＴＡ0006―4	〃	〃	〃
2026―ＴＡ0006―5	〃	〃	〃
2026―ＴＡ0006―6	〃	〃	〃
2026―ＴＡ0006―7	〃	〃	〃
2026―ＴＡ0006―8	〃	〃	〃
2026―ＴＡ0006―9	〃	〃	〃
2026―ＴＡ0006―10	〃	〃	〃
2026―ＴＡ0006―11	〃	〃	〃
2026―ＴＡ0006―12	〃	〃	〃
2026―ＴＡ0006―13	〃	〃	〃
2026―ＴＡ0006―14	〃	〃	〃
2026―ＴＡ0006―15	〃	〃	〃
2026―ＴＡ0006―16	〃	〃	〃
2026―ＴＡ0006―17	〃	〃	〃
2026―ＴＡ0006―18	〃	〃	〃

○国土交通省告示第千二百二十三号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第五十八条の三第一項の規定により、令和八年九月七日次のとおり自動車を認定した。

令和八年十月十五日

国土交通大臣　井林　辰憲

認定番号	車名及び型式	車体の形状	認定を受けた者の氏名又は名称及び住所
2026―ＴＡ0007―1	トヨタ　７ＡＷ―ＡＸＵ　H78R	ステーションワゴン	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地
2026―ＴＡ0007―2	〃	〃	〃

2026—TA0007—3	〃	〃	〃	〃	〃
2026—TA0007—4	〃	〃	〃	〃	〃
2026—TA0007—5	〃	〃	〃	〃	〃
2026—TA0007—6	〃	〃	〃	〃	〃
2026—TA0007—7	〃	〃	〃	〃	〃
2026—TA0007—8	〃	〃	〃	〃	〃
2026—TA0007—9	〃	〃	〃	〃	〃
2026—TA0007—10	〃	〃	〃	〃	〃
2026—TA0007—11	〃	〃	〃	〃	〃
2026—TA0007—12	〃	〃	〃	〃	〃
2026—TA0007—13	〃	〃	〃	〃	〃
2026—TA0007—14	〃	〃	〃	〃	〃
2026—TA0007—15	〃	〃	〃	〃	〃
2026—TA0007—16	〃	〃	〃	〃	〃
2026—TA0007—17	〃	〃	〃	〃	〃
2026—TA0007—18	〃	〃	〃	〃	〃
2026—TA0007—19	〃	〃	〃	〃	〃
2026—TA0007—20	〃	〃	〃	〃	〃
2026—TA0007—21	〃	〃	〃	〃	〃
2026—TA0007—22	〃	〃	〃	〃	〃
2026—TA0007—23	〃	〃	〃	〃	〃
2026—TA0007—24	〃	〃	〃	〃	〃
2026—TA0007—25	〃	〃	〃	〃	〃
2026—TA0007—26	〃	〃	〃	〃	〃
2026—TA0007—27	〃	〃	〃	〃	〃
2026—TA0007—28	〃	〃	〃	〃	〃
2026—TA0007—29	〃	〃	〃	〃	〃
2026—TA0007—30	〃	〃	〃	〃	〃
2026—TA0007—31	〃	〃	〃	〃	〃
2026—TA0007—32	〃	〃	〃	〃	〃
2026—TA0007—33	〃	〃	〃	〃	〃
2026—TA0007—34	〃	〃	〃	〃	〃
2026—TA0007—35	〃	〃	〃	〃	〃
2026—TA0007—36	〃	〃	〃	〃	〃
2026—TA0007—37	〃	〃	〃	〃	〃

○防衛省告示第二百五十六号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用、追加提供及び新規提供が令和八年十月十三日次のとおり決定された。

令和八年十月十五日

防衛大臣　小泉進次郎

陸上施設

◎共同使用

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
三〇六七	横浜ノース・ドック	横浜市	国有	土地：約九、五〇〇平方メートル
			公有	土地：約七、七〇〇平方メートル
			国有	建物：約一四〇平方メートル 訓練施設として共同使用する。 使用期間：令和八年十月十九日から 同月二十九日までの間
四〇七八	秋月弾薬庫	江田島市	国有	土地：約五五九、〇〇〇平方メートル 工作物：門等 訓練施設として共同使用する。 使用期間：令和八年十月十九日から 同月二十九日までの間
四〇八三	川上弾薬庫	東広島市	国有	土地：約二、六〇四、〇〇〇平方メートル 工作物：門等 訓練施設として共同使用する。 使用期間：令和八年十月十九日から 同月二十九日までの間
四〇八四	広弾薬庫	呉市	国有	土地：約二二五、〇〇〇平方メートル
			公有	土地：約六三〇平方メートル
			民有	土地：約一三四、〇〇〇平方メートル
			国有	工作物：門等 訓練施設として共同使用する。 使用期間：令和八年十月十九日から 同月二十九日までの間

四〇九二	岩国飛行場	岩国市	国有	土地：約八、〇〇二、〇〇〇平方メートル 工作物：門等 訓練施設として共同使用する。 使用期間：令和八年十月十九日から同月二十九日までの間
			公有	土地：約六二、〇〇〇平方メートル
			国有	建物：約二八七、〇〇〇平方メートル
四一五二	呉第六突堤	呉市	国有	土地：約一二、〇〇〇平方メートル 建物：約一、七〇〇平方メートル 工作物：門等 訓練施設として共同使用する。 使用期間：令和八年十月十九日から同月二十九日までの間
六〇〇一	北部訓練場	沖縄県国頭郡国頭村、東村	国有	土地：約三四、九四二、〇〇〇平方メートル
			公有	土地：約二九、〇〇〇平方メートル
			民有	土地：約三五〇、〇〇〇平方メートル 空域：高度二、〇〇〇フィート 訓練施設として共同使用する。 使用期間：令和八年十月十九日から同月二十九日までの間
六〇〇五	伊江島補助飛行場	沖縄県国頭郡伊江村	国有	土地：約二三一、〇〇〇平方メートル
			公有	土地：約二、二七、〇〇〇平方メートル 水域：約二六、五六〇、〇〇〇平方メートル 空域：W―一七八高度一五、〇〇〇フィート、W―一七八A高度一三、〇〇〇フィート 訓練施設として共同使用する。 使用期間：令和八年十月十九日から同月二十九日までの間
			民有	土地：約二二四、〇〇〇平方メートル
六〇一一	キャンプ・ハンセン	沖縄県国頭郡恩納村、宜野座村、金武町	国有	土地：約八、〇〇二、〇〇〇平方メートル 工作物：門等 訓練施設として共同使用する。 使用期間：令和八年十月十九日から同月二十九日までの間
			公有	土地：約六二、〇〇〇平方メートル 建物：約二八七、〇〇〇平方メートル
			民有	土地：約三四、九四二、〇〇〇平方メートル
			国有	土地：約一二、〇〇〇平方メートル 建物：約一、七〇〇平方メートル 工作物：門等 訓練施設として共同使用する。 使用期間：令和八年十月十九日から同月二十九日までの間
六〇二〇	金武ブルー・ビーチ訓練場	沖縄県国頭郡金武町	国有	土地：約八、〇〇二、〇〇〇平方メートル 工作物：門等 訓練施設として共同使用する。 使用期間：令和八年十月十九日から同月二十九日までの間
			公有	土地：約二九、〇〇〇平方メートル 建物：約二八七、〇〇〇平方メートル
			民有	土地：約三四、九四二、〇〇〇平方メートル
			国有	土地：約一二、〇〇〇平方メートル 建物：約一、七〇〇平方メートル 工作物：門等 訓練施設として共同使用する。 使用期間：令和八年十月十九日から同月二十九日までの間
			公有	土地：約二九、〇〇〇平方メートル
			民有	土地：約三五〇、〇〇〇平方メートル 空域：高度二、〇〇〇フィート 訓練施設として共同使用する。 使用期間：令和八年十月十九日から同月二十九日までの間
六〇二八	天願桟橋	うるま市	国有	土地：約五、一〇〇平方メートル 土地：約五、三〇〇平方メートル 水域：約六、二五〇、〇〇〇平方メートル 訓練施設として共同使用する。 使用期間：令和八年十月十九日から同月二十九日までの間
			民有	土地：約九六〇平方メートル
六〇四四	キャンプ瑞慶覧	宜野湾市	国有	土地：約一七、〇〇〇平方メートル 建物：約六、四〇〇平方メートル 訓練施設として共同使用する。 使用期間：令和八年十月十九日から同月二十九日までの間
六〇四八	ホワイト・ビーチ地区	うるま市	国有	土地：約七、八〇〇平方メートル
			公有	土地：約一三〇平方メートル
			民有	土地：約五六、〇〇〇平方メートル 水域：約三二六、〇一六、〇〇〇平方メートル 空域：約三二六、〇一六、〇〇〇平方メートル 工作物：桟橋等 訓練施設として共同使用する。 使用期間：令和八年十月十九日から同月二十九日までの間
六〇四八	ホワイト・ビーチ地区	うるま市	国有	土地：約七、八〇〇平方メートル
			公有	土地：約一三〇平方メートル
			民有	土地：約五六、〇〇〇平方メートル 水域：約三二六、〇一六、〇〇〇平方メートル 空域：約三二六、〇一六、〇〇〇平方メートル 工作物：桟橋等 訓練施設として共同使用する。 使用期間：令和八年十月十九日から同月二十九日までの間
六〇五一	普天間飛行場	宜野湾市	国有	土地：約二七、〇〇〇平方メートル
			公有	土地：約三〇、〇〇〇平方メートル
			民有	土地：約四四九、〇〇〇平方メートル 建物：約七、二〇〇平方メートル 工作物：燃料給油施設等 訓練施設として共同使用する。 使用期間：令和八年十月十九日から同月二十九日までの間
六〇五六	牧港補給地区	浦添市	国有	土地：約三、二〇〇平方メートル
			公有	土地：約四、五〇〇平方メートル
			民有	土地：約三五、〇〇〇平方メートル 建物：約一九、〇〇〇平方メートル 訓練施設として共同使用する。 使用期間：令和八年十月十九日から同月二十九日までの間
			国有	土地：約一六、〇〇〇平方メートル 土地：約八、四〇〇平方メートル 土地：約六五、〇〇〇平方メートル 訓練施設として共同使用する。 使用期間：令和八年十月十九日から同月二十九日までの間
六〇六四	那覇港湾施設	那覇市	国有	土地：約一六、〇〇〇平方メートル
			公有	土地：約八、四〇〇平方メートル
			民有	土地：約六五、〇〇〇平方メートル 訓練施設として共同使用する。 使用期間：令和八年十月十九日から同月二十九日までの間

◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
二〇〇一	三沢飛行場	八戸市	国有	土地：約一、一八八、〇〇〇平方メートル 建物：約九、四〇〇平方メートル 工作物：門等 訓練施設として追加提供する。 使用期間：令和八年十月十九日から同月二十三日までの間、訓練の展開及び撤収のために必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間 海上自衛隊八戸航空基地の施設の一部を、地位協定第二条四(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供する施設及び区域と地位協定の関連ある条項が適用される。
四一七四	小牧基地	小牧市	国有	土地：約一五九、〇〇〇平方メートル 建物：約三、三〇〇平方メートル 工作物：水道等 訓練施設として追加提供する。 使用期間：令和八年十月十九日から同月二十九日までの間、訓練の展開及び撤収のために必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間 航空自衛隊小牧基地の施設の一部を、地位協定第二条四(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供する施設及び区域と地位協定の関連ある条項が適用される。
五一二一	築城飛行場	行橋市、福岡県築上郡築上町	国有	土地：約二九、〇〇〇平方メートル 建物：約一、〇〇〇平方メートル 工作物：門等 訓練施設として追加提供する。 使用期間：令和八年十月十九日から同月二十九日までの間、訓練の展開及び撤収のために必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間 航空自衛隊築城基地の施設の一部を、地位協定第二条四(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供する施設及び区域と地位協定の関連ある条項が適用される。
五一二九	種子島	西之表市、鹿児島県熊毛郡中種子町、南種子町	国有 公有 公有 国有	土地：約二、六四六、〇〇〇平方メートル 建物：約一二、〇〇〇平方メートル 水域：約五、一八四、〇〇〇平方メートル 工作物：門等 訓練施設として追加提供する。 使用期間：令和八年十月十九日から同月二十九日までの間、訓練の展開及び撤収のために必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間 土地：約八二一、〇〇〇平方メートル 訓練施設として追加提供する。 使用期間：令和八年十月十九日から同月二十九日までの間、訓練の展開及び撤収のために必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間 航空自衛隊基地の施設の一部を、地位協定第二条四(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供する施設及び区域と地位協定の関連ある条項が適用される。

五一二九	種子島	鹿児島県熊毛郡中種子町	国有	水域：約五三四、〇〇〇平方メートル 訓練施設として追加提供する。 使用期間：令和八年十月十九日から同月二十九日までの間、訓練の展開及び撤収のために必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間 種子島の施設の一部を、地位協定第二条四(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供する施設及び区域と地位協定の関連ある条項が適用される。
六〇九一	那覇飛行場	那覇市	国有	土地：約一四、〇〇〇平方メートル 建物：約二、六〇〇平方メートル 工作物：水道等 訓練施設として追加提供する。 使用期間：令和八年十月十九日から同月二十九日までの間、訓練の展開及び撤収のために必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間 航空自衛隊那覇基地の施設の一部を、地位協定第二条四(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供する施設及び区域と地位協定の関連ある条項が適用される。
六〇九二	那覇駐屯地	那覇市	国有	建物：約三、九〇〇平方メートル 工作物：水道等 訓練施設として追加提供する。 使用期間：令和八年十月十九日から同月二十九日までの間、訓練の展開及び撤収のために必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間 陸上自衛隊那覇駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条四(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供する施設及び区域と地位協定の関連ある条項が適用される。
六〇九二	那覇駐屯地	那覇市	国有	土地：約八七八、〇〇〇平方メートル 工作物：水道等 訓練施設として追加提供する。 使用期間：令和八年十月十九日から同月二十九日までの間、訓練の展開及び撤収のために必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間 陸上自衛隊那覇駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条四(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供する施設及び区域と地位協定の関連ある条項が適用される。
六〇九三	与那国駐屯地	沖縄県八重山郡与那国町	国有	土地：約八、二〇〇平方メートル 建物：約一、三〇〇平方メートル 工作物：門等 訓練施設として追加提供する。 使用期間：令和八年十月十九日から同月二十九日までの間、訓練の展開及び撤収のために必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間 陸上自衛隊与那国駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条四(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供する施設及び区域と地位協定の関連ある条項が適用される。

六〇九四	南那覇駐屯地	那覇市	国有	建物：約一、五〇〇平方メートル 工作物：水道等 訓練施設として追加提供する。 使用期間：令和八年十月十九日から同月二十九日までの間 陸上自衛隊那覇駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条四(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
六〇九五	石垣駐屯地	石垣市	国有	土地：約六、九〇〇平方メートル 建物：約二、八〇〇平方メートル 工作物：水道等 訓練施設として追加提供する。 使用期間：令和八年十月十九日から同月二十九日までの間 陸上自衛隊石垣駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条四(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
六〇九六	宮古島駐屯地	宮古島市	国有	土地：約一、五〇〇平方メートル 建物：約二、五〇〇平方メートル 工作物：水道等 訓練施設として追加提供する。 使用期間：令和八年十月十九日から同月二十九日までの間 陸上自衛隊宮古島駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条四(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
六〇九七	宮古島分屯基地	宮古島市	国有	土地：約二三〇平方メートル 建物：約一、四〇〇平方メートル 工作物：水道等 訓練施設として追加提供する。 使用期間：令和八年十月十九日から同月二十九日までの間 陸上自衛隊保良訓練場の施設の一部を、地位協定第二条四(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
六〇九八	逸見地区	横須賀市	国有	土地：約一、六〇〇平方メートル 工作物：舗床 訓練施設として追加提供する。 使用期間：令和八年十月十九日から同月二十九日までの間 航空自衛隊宮古島分屯基地の施設の一部を、地位協定第二条四(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

◎新規提供施設

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
三一九五	逸見地区	横須賀市	国有	土地：約九、五〇〇平方メートル 工作物：岸壁 訓練施設として新規提供する。

○北海道開発局告示第七十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年十月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十月十五日

北海道開発局長　岡下　淳

(一)	道路の種類　一般国道
(二)	路線名　三十八号
(三)	道路の区域
	区間　北海道空知郡南富良野町字幾寅六八七番一地内
	変更前　敷地の幅員　延長　四五・二七～四五・三メートル　〇〇・〇六キロメートル
	後別　後　四五・二七～四九・二〇　〇〇・〇〇六
(四)	図面縦覧場所　北海道開発局及び同局旭川開発建設部

○北海道開発局告示第七十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年十月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十月十五日

北海道開発局長　岡下　淳

(一)	道路の種類　一般国道
(二)	路線名　二百七十五号
(三)	道路の区域
	区間　北海道雨竜郡幌加内町字下幌加内八四番から同町字下幌加内七八番まで
	変更前　敷地の幅員　延長　二〇・九七～二一・五九メートル　〇〇・三四〇キロメートル
	後別　後　二一・一四～四三・二一　〇〇・三四〇
(四)	図面縦覧場所　北海道開発局及び同局旭川開発建設部

国会事項

衆議院

議案提出

十月十三日内閣から提出した議案は次のとおりである。

原油等の安定的な輸送の確保のための指定水路の利用の合理化に関する法律案

特定貨物保険契約及び特定船舶保険契約の履行の確保に関する特別措置法案

独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律案

公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案

質問書転送

十月十三日次の質問主意書を内閣に転送した。

データセンターに関する質問主意書

三為取引に関する質問主意書

国際海峡の慣習国際法化に関する質問主意書

為替介入の国庫への負担に関する質問主意書

政府債務残高に関する質問主意書

いわゆる百三万円の壁への対応の効果に関する質問主意書

長年続いてきた過度な緊縮志向に関する質問主意書

特定海域内における軍艦の停泊に関する質問主意書

参議院

議案受領（予備審査）

十月十三日内閣から次の議案が送付された。

原油等の安定的な輸送の確保のための指定水路の利用の合理化に関する法律案（閣法第一一号）

特定貨物保険契約及び特定船舶保険契約の履行の確保に関する特別措置法案（閣法第一二号）

独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律案（閣法第一三号）

公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一四号）

質問主意書転送

十月十三日次の質問主意書を内閣に転送した。

令和八年熊本地震被災者の生活再建等支援に関する質問主意書（奥田ふみよ提出）（第一号）

令和八年熊本地震被災者の生活再建等支援に関する質問主意書（奥田ふみよ提出）（第二号）

消費税率の変更に関する質問主意書（奥田ふみよ提出）（第三号）

地方議会の傍聴環境改善に関する質問主意書（奥田ふみよ提出）（第四号）

立川広域防災基地と副首都における首都中枢機能のバックアップに関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第五号）

人事異動

法務省

（東京地方検察庁検事）検事　地引　彩乃

法務事務官（東京法務局訟務部付）に併任する（十月九日）

褒賞

紺綬褒章

公益のため多額の私財を寄附したので、令和八年九月二十六日、紺綬褒章を授かった者は、次のとおりである。

瓜生　直樹　高橋　保夫　渡邉　輝子

小島　隆義　中島　真澄　野沢　幸弘

清水　貞江　元榮太一郎　平田　敏枝

北田　織　山田芽由美　千艘美保子

栗原　直子　上野　俊夫　前田　博

藤原美代乃　小林　信義　佐藤　一男

池田　裕美　中尾　彰洋　相澤　秀樹

黒越　誠治　森田　年昭　石井　英雄

高鳥　勉　北川　量偉　井坂　誠二

黒田　泰壽　小野　勝彦　辻　卓史

田島　洋一　徳田裕美子　佐藤加代子

来栖　正利　中村百合子　赤木　清美

小林　治平　帆足　佑子　佐久間康弘

藤永　賢一　伊藤　秀明　見木　友哉

褒章条例第一条により紺綬褒章を授ける（各通）

紺綬褒章並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、令和八年九月二十六日、紺綬褒章並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

西邉　豊彦　遠藤　拓男　加藤わかば

永瀬　昭幸　関根　雪美　関根　英樹

興　敏子　横田　雅信　高橋　俊泰

吉田　美樹　柳橋　仁機

褒章条例第一条により紺綬褒章並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

紺綬褒章飾版

公益のため多額の私財を寄附したので、令和八年九月二十六日、紺綬褒章に付する飾版を授かった者又は贈与された者は、次のとおりである。

仲谷　穣治　田中　康生　佐々木啓氏

土肥野浩之　前田　順一　石井伊知郎

田中　亘　藤本　敦朗　戸田　成郎

渡部友一郎　吉田　正明　中村　仁彦

邉見　芳弘　植松　奎二　五十嵐久美子

土屋雄二郎　中溝　公次　石川　雅俊

池　俊明　丘　一理　村川　博文

住谷　学　西辻　達佳　仲田　征一

深見　達之　新居延偉仁　戸田　学

加藤　洋　島田　成年　杉村　克治

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

土井美和子　長谷川士郎

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版二個を授ける（各通）

ブラジル国人　大岩　オスカール　幸男

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個を贈与する

亀山　敬司　松浦　勝人　佐藤　茂

山田　正剛　飯塚　仁也　熊谷　正寿

褒章条例第三条第二項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

紺綬褒章飾版並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、令和八年九月二十六日、紺綬褒章に付する飾版並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

小野　真人　今井　芳博　牧　廣美

七村　守　長谷川智彦　赤松　信明

鳥羽　博道

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

中嶋　洋

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版四個並びに同第五条により木杯一組台付三個を授ける

山崎　惠　木村　唯人

褒章条例第三条第二項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、令和八年九月二十六日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

大淀開発株式会社

松原建設株式会社

浜田食品工業株式会社

株式会社新門荘

株式会社松田養鶏場

医療法人西田外科

株式会社アバンティオ

株式会社エコリング

株式会社ナッツ

株式会社肥後銀行

株式会社アイ工務店

株式会社オカムラ

株式会社でらゲー

株式会社ナカニシ

マニー株式会社

まるか食品株式会社

中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋株式会社

有限会社しんせい商事

株式会社キシヤ

大和財託株式会社

有限会社ヘルスサポート

ひかりのくに株式会社

株式会社昭栄美術

興和建設株式会社

株式会社サンゲツ

ハヤカワホールディングス有限会社

株式会社再春館製薬所

株式会社ゼロホールディングス

株式会社西辻工務店

中西電機工業株式会社

大昭建設株式会社

内藤株式会社

株式会社ラクト・ジャパン

山田電器工業株式会社

青池水産株式会社

ジー・オー・ピー株式会社

大東建託株式会社

ライオンズクラブ国際協会３３５複合地区

岡山グローイングファーム株式会社

株式会社１０００年上野株式会社
株式会社プロトソリューションフィリップモリスジャパン合同会社
株式会社アドミニ
株式会社あすなろ舎
高知信用金庫
株式会社ＮＡＮＳＯＰＡＳＨＡＳＵＳ
株式会社ヴォーチェ
株式会社ナカタケ
褒章条例第二条により褒状を授ける（各通）
フードテクノエンジニアリング株式会社
アイコニア・ホスピタリティ株式会社
褒章条例第二条により褒状二枚を授ける（各通）

追賞褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、令和八年九月二十六日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

故丸山憧三遺族　中瀬　清子
故大川秦代遺族　大川　昇
褒章条例第六条により褒状を授ける（各通）

追賞賜杯

公益のため多額の私財を寄附したので、令和八年九月二十六日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故川手孝子遺族　川手　正樹
故上村トミ子遺族　窟井カツ子
故大隅増美遺族　大隅多津子
褒章条例第六条により木杯一組台付を授ける（各通）

追賞賜杯

公同の事務に勤勉したので、令和八年九月二十六日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故鳴海憲治遺族　鳴海　京子
褒章条例第六条により銀杯一個を授ける

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、エストニア大統領ウッレ・マルティセ閣下の大統領就任につき、十月十二日御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

保障契約証明書の無効について

次の保障契約証明書は、滅失したことにより船舶油濁等損害賠償保障法第四十四条において準用する第二十条第三項及び第五十二条において準用する第十七条第四項に基づく再交付を行ったので、当該保障契約証明書が左記に記載の失効年月日以降無効となったことを同法施行規則第十三条第三項及び第二十条第三項の規定に基づき、公示する。

令和八年十月十五日

九州運輸局長　日向　弘基

保障契約証明書番号	船　名	船舶番号又は信号符字	国　籍	交付年月日	失効年月日
ＢＫ－ＫＳ－26－000286 ＷＲ－ＫＳ－26－000423	第二十藤進	134207	日本	令和八年五月二十一日	令和八年九月二十四日

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

埼玉労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金（平成20年埼玉労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和８年10月15日

埼玉労働局長　田平　浩二

第４号中「１時間1,165円」を「１時間1,224円」に改める。

附　則

この決定は、令和８年12月１日から効力を生ずる。

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

今般、福岡労働局の関係事業主を代表する者納富英彰の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第１項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名いたしたいので、資格がある事業主の団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

令和８年10月15日

厚生労働大臣　上野賢一郎

記

１　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係が成立している事業の事業主が加入している事業主の団体であって、福岡労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。

３　推薦締切日　令和８年10月26日

４　推薦書及び添付書類提出先　福岡労働局労働基準部労災補償課

様式

令和　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係者を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備　考

注１　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入すること。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

（備考）

１　提出部数は正副２通とすること。

２　履歴書２通を添付すること。

法務省告示配第百五十一号

青森県平川市役所備付けの次の戸籍が滅失した。

令和八年十月十五日　法務大臣　山下　貴司

青森県南津軽郡大鰐町大字大鰐字山元百四十六番地

今井　伊佐美

公告

諸事項

会社法第472条第１項の届出に関する公告

株式会社であって、本日現在において、当該株式会社に関する登記が最後にあった日から12年を経過しているものは、事業を廃止していないときは、２箇月以内に会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第139条で定めるところにより、本店の所在地を管轄する登記所に、その旨の届出をされたい。

なお、当該株式会社が本日から２箇月以内に、その届出をせず、また、当該株式会社に関する登記がされないときは、当該株式会社は、その期間の満了の時に解散したものとみなされる。

令和８年10月15日　法務大臣　山下　貴司

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第149条第１項の届出に関する公告

一般社団法人であって、本日現在において、当該一般社団法人に関する登記が最後にあった日から５年を経過しているものは、事業を廃止していないときは、２箇月以内に一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（平成19年法務省令第28号）第57条で定めるところにより、主たる事務所の所在地を管轄する登記所に、その旨の届出をされたい。

なお、当該一般社団法人が本日から２箇月以内に、その届出をせず、また、当該一般社団法人に関する登記がされないときは、当該一般社団法人は、その期間の満了の時に解散したものとみなされる。

令和８年10月15日　法務大臣　山下　貴司

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第203条第１項の届出に関する公告

一般財団法人であって、本日現在において、当該一般財団法人に関する登記が最後にあった日から５年を経過しているものは、事業を廃止していないときは、２箇月以内に一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（平成19年法務省令第28号）第65条で定めるところにより、主たる事務所の所在地を管轄する登記所に、その旨の届出をされたい。

なお、当該一般財団法人が本日から２箇月以内に、その届出をせず、また、当該一般財団法人に関する登記がされないときは、当該一般財団法人は、その期間の満了の時に解散したものとみなされる。

令和８年10月15日　法務大臣　山下　貴司

次期中等練習機及び地上教育器材並びに次期連絡機の提案要求書の手交に関する説明会

次期中等練習機及び地上教育器材並びに次期連絡機の提案要求書の手交に関する説明会（以下「説明会」という。）を次のとおり実施します。

令和８年10月15日

防衛省海上幕僚長　齋藤　　聡

１　提案を要求する機種等

次期中等練習機及び地上教育器材並びに次期連絡機に加え、その運用・維持整備に必要な器材等の調達並びに調達した航空機及び器材の整備・補給の役務

２　参加企業の要件

⑴　防衛省が取扱い上の注意を要する文書等の開示について適当と認める企業

⑵　企業の責任の下で、誠実に提案要求へ応じる意思があり、第１項を官が指定する時期に納入できる企業

３　説明会申込要領等

⑴　申込期限　令和８年10月16日15時

⑵　申込要領　「提案意思表明書」、「提案要求書の保全に関する誓約書」、「提案要求書の手交に関する説明会参加申込書」及び「参加企業の要件を満たすことが確認できる書類」を第６項の問合せ先に調整の上、申込期限までに電子メールにより提出してください。

４　説明会概要

⑴　期日　令和８年10月21日

⑵　場所　防衛省（市ヶ谷）

⑶　内容　提案書の手交要領等

⑷　参加人数　１社あたり最大３名

⑸　その他　時間及び場所の詳細は、申込後に別途連絡します。

５　提案書の提出期限

令和８年11月30日15時

６　問合せ先

東京都新宿区市谷本村町５番１号
防衛省海上幕僚監部装備計画部航空機課
電話：03―3268―3111　内線51629、51784
E-mail：tsunodatwd@mso.dss.mod.go.jp

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和８年（家）第４０１９３号

札幌市中央区大通西11丁目４－22第２大通藤井ビル８階　アンビシャス総合法律事務所
申立人　日西　健仁
本籍愛知県名古屋市中川区五女子町５丁目72番地
最後の住所北海道小樽市桂岡町３番39号
死亡の場所北海道札幌市手稲区
死亡年月日令和５年７月17日
出生の場所愛知県名古屋市南区
出生年月日昭和２年10月10日
職業無職　　被相続人　亡　中村　　稔
札幌市中央区大通西11丁目４－22第２大通藤井ビル８階　アンビシャス総合法律事務所
相続財産清算人　弁護士　日西　健仁
催告期間満了日　令和９年５月14日
札幌家庭裁判所

令和８年（家）第３０１２３号

千葉県成田市花崎町７６６
申立人　八城　公彦
本籍千葉県印西市萩原８５８番地
最後の住所千葉県印西市萩原８５８番地
死亡の場所千葉県成田市
死亡年月日令和８年５月２３日
出生の場所千葉県佐倉市
出生年月日昭和３０年２月３日
職業　無職　被相続人　亡　吉岡　節男
事務所　千葉市中央区中央３丁目１０番４号マーキュリー千葉６階すみれ総合法律事務所
相続財産清算人　弁護士　鈴木　達矢
催告期間満了日　令和９年５月６日
千葉家庭裁判所佐倉支部

令和８年（家）第２００９７号

東京都中野区本町二丁目46番１号
申立人　エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社
本籍群馬県佐波郡玉村町大字角渕4678番地24
最後の住所群馬県佐波郡玉村町大字角渕4678番地24
死亡の場所群馬県佐波郡玉村町
死亡年月日令和６年10月27日
出生の場所鹿児島県薩摩郡高城町
出生年月日昭和38年９月28日
職業不詳
被相続人　亡　橋口　浩昭
群馬県前橋市昭和町２－13－１　茂木ビル103号　鈴木智之法律事務所
相続財産清算人　鈴木　智之
催告期間満了日　令和９年４月21日
前橋家庭裁判所

令和８年（家）第２０１７９号

名古屋市中区丸の内三丁目５番１０号
申立人　弁護士法人名城法律事務所
本籍静岡県浜松市中央区三島町１６５１番地１
最後の住所浜松市中央区三島町１６５１番地の１
死亡の場所静岡県浜松市中央区
死亡年月日令和７年７月１１日から２０日までの間
出生の場所東京都板橋区
出生年月日昭和３７年７月１９日
職業無職
被相続人　亡　榎本　雅樹
浜松市中央区中央一丁目１６番９号　シュテルンバウ東田町３Ｂ　本郷・福手法律事務所
相続財産清算人　弁護士　福手　朋子
催告期間満了日　令和９年５月７日
静岡家庭裁判所浜松支部

令和８年（家）第３０１８３号

東京都港区赤坂一丁目８番１号
申立人　株式会社ドコモ・ファイナンス
本籍千葉県流山市加四丁目９番地１
最後の住所千葉県流山市加四丁目９番地の１イトーピア流山２０１
死亡の場所千葉県柏市
死亡年月日令和７年９月１日
出生の場所千葉県流山市
出生年月日昭和４９年４月２２日
職業無職　　被相続人　亡　保科　奨
事務所　千葉県松戸市本町１２－１６　羽黒第二ビル２０１号　まつど本町法律事務所
相続財産清算人　弁護士　高橋　圭一郎
催告期間満了日　令和９年５月１６日
千葉家庭裁判所松戸支部

令和８年（家）第８１０１８号

大阪府高槻市南総持寺町１番２４号
申立人　平井　加都美
本籍大阪府大阪市旭区生江二丁目４番
最後の住所大阪府大阪市旭区生江二丁目４番１２号
死亡の場所大阪府大阪市都島区
死亡年月日令和８年５月５日
出生の場所大阪府大阪市旭区
出生年月日昭和２３年１１月２３日
職業　無職　　被相続人　亡　藤村　秀子
住所　大阪市北区西天満３丁目１４番６号センチュリー西天満ビル２階
相続財産清算人　弁護士　工藤　大基
催告期間満了日　令和９年５月１７日
大阪家庭裁判所

令和８年（家）第８０９９０号

大阪市阿倍野区文の里１丁目１番４０号
申立人　大阪市阿倍野区保健福祉センター所長
本籍大阪府和泉市伯太町６３０番地
最後の住所大阪府大阪市阿倍野区松崎町四丁目５番１６号アベノサンク４０３号
死亡の場所大阪府高石市
死亡年月日令和５年３月１４日
出生の場所大阪府岸和田市
出生年月日昭和４４年６月１８日
職業　無職　　被相続人　亡　山村　洋人
住所　大阪市西区江戸堀１丁目２４番１５号タツト肥後橋ビル１００２
相続財産清算人　弁護士　牧田　亮
催告期間満了日　令和９年５月１７日
大阪家庭裁判所

令和８年（家）第２０６８号
山形市小白川町５丁目９番９号
申立人　高嶋　俊幸
本籍山形県山形市長町三丁目４番地９
最後の住所山形市双葉町２丁目６番37号
死亡の場所山形県山形市
死亡年月日令和４年11月13日
出生の場所山形県山形市
出生年月日昭和45年３月10日
職業不動産鑑定士、一級建築士、宅建士
被相続人　亡　東海林　正昭
山形市七日町１丁目４番18号　トラッドセブン３Ｅ　浜田・伊藤法律事務所
相続財産清算人　弁護士　伊藤　陽介
催告期間満了日　令和９年５月14日
山形家庭裁判所

令和８年（家）第８１０４５号
大阪府泉大津市助松団地３番３０－１０２号
申立人　橋本　國子
本籍大阪府守口市大久保町一丁目２２番地２７
最後の住所大阪府守口市大久保町一丁目５番８号
死亡の場所大阪府高槻市
死亡年月日令和８年６月２２日
出生の場所兵庫県養父郡八鹿町
出生年月日昭和２７年１１月９日
職業　無職　　被相続人　亡　島田　由子
住所　大阪市北区西天満３丁目１４番１６号
西天満パークビル３号館５階
相続財産清算人　弁護士　室永　佳宏
催告期間満了日　令和９年５月１７日
大阪家庭裁判所

令和８年（家）第７１２７号
川崎市高津区下作延２丁目35番１－321号
申立人　船木　美香
本籍神奈川県川崎市高津区北見方１丁目298番地
最後の住所川崎市高津区坂戸１丁目10番15号グランダ溝の口
死亡の場所神奈川県川崎市高津区
死亡年月日令和７年12月30日
出生の場所神奈川県橘樹郡高津町
出生年月日昭和11年８月26日
職業無職　被相続人　亡　田邉千代子
川崎市川崎区駅前本町11番地１パシフィックマークス川崎ビル８階　川崎パシフィック法律事務所
相続財産清算人　弁護士　齋藤　　毅
催告期間満了日　令和９年５月６日
横浜家庭裁判所川崎支部

令和８年（家）第７１５４号
福岡県福岡市東区箱崎３丁目８番７号
申立人　吉田　昭夫
本籍福岡県福岡市博多区堅粕３丁目96番地
最後の住所福岡県福岡市南区的場２丁目37番２号ささえあい太陽まとば
死亡の場所福岡県福岡市南区
死亡年月日令和７年11月23日
出生の場所福岡県福岡市
出生年月日昭和15年３月５日
職業無職　　被相続人　亡　土師　千惠子
事務所　福岡県福岡市東区箱崎３丁目８番７号
相続財産清算人　司法書士　吉田　昭夫
催告期間満了日　令和９年４月30日
福岡家庭裁判所

令和８年（家）第７１７３号
福岡県福岡市中央区赤坂１丁目13番28号ロマネスク赤坂301号
申立人　岩城　涉
本籍福岡県福岡市博多区博多駅前３丁目407番地
最後の住所福岡県福岡市早良区田村１丁目５番16号有料老人ホーム穏々笑
死亡の場所福岡県福岡市早良区
死亡年月日令和８年３月８日
出生の場所福岡県門司市
出生年月日昭和18年７月21日
職業無職　　被相続人　亡　立石　洋子
事務所　福岡県福岡市中央区赤坂１丁目13番28号ロマネスク赤坂301号
相続財産清算人　弁護士　岩城　涉
催告期間満了日　令和９年４月30日
福岡家庭裁判所

令和８年（家）第４０８２５号
神奈川県鎌倉市由比ガ浜２丁目９番６２号フォーラムビル２階
申立人　日永田　一憲
本籍　神奈川県鎌倉市大町３丁目１８２６番地
最後の住所　横浜市栄区笠間４丁目５番１６－５０１号
死亡の場所　神奈川県相模原市南区
死亡年月日　令和８年６月２７日
出生の場所　神奈川県横須賀市
出生年月日　昭和４７年３月３１日
職業　無職　被相続人　亡　阿部　謙治郎
事務所　横浜市中区相生町１丁目３モア・グランド関内ビル３階
相続財産清算人　弁護士　中村　真由美
催告期間満了日　令和９年５月１７日
横浜家庭裁判所

令和８年（家）第６０７０号
茨城県牛久市中央３丁目15番地１
申立人　牛久市長　沼田　和利
本籍茨城県牛久市田宮３丁目１番地25
最後の住所茨城県牛久市岡見町2733番地の135
死亡の場所茨城県牛久市
死亡年月日令和４年11月14日
出生の場所千葉県東葛飾郡手賀村
出生年月日昭和18年10月20日
職業不明　被相続人　亡　林　　正男
茨城県牛久市柏田町3047番地24　司法書士塚本事務所
相続財産清算人　塚本　由美
催告期間満了日　令和９年４月28日
水戸家庭裁判所龍ケ崎支部

令和８年（家）第７０５１９号
神奈川県横浜市中区本町６丁目５０番１号
申立人　日本鉄道共済組合
本籍東京都豊島区南大塚３丁目１２番
最後の住所東京都豊島区雑司が谷３丁目１９番２３号メゾンマスミ１０１号
死亡の場所東京都豊島区
死亡年月日令和２年１０月１１日
出生の場所福島県西白河郡釜子村
出生年月日昭和９年５月２６日
職業　不明　被相続人　亡　鈴木　ミツ子
事務所　東京都目黒区自由が丘２丁目１７番１号ラピスＡ．Ｓ．４０２自由が丘菊地法律事務所
相続財産清算人　弁護士　菊地　美穂
催告期間満了日　令和９年４月３０日
東京家庭裁判所

令和８年（家）第７０８２０号
東京都豊島区南長崎１丁目２２番１６号
申立人　渡邊建設株式会社
本籍東京都豊島区南長崎４丁目２２８６番地
最後の住所東京都豊島区南大塚２丁目５番１８号
死亡の場所東京都豊島区
死亡年月日令和６年３月２７日
出生の場所埼玉県川越市
出生年月日昭和５６年５月９日
職業　会社役員　被相続人　亡　渡辺　康弘
事務所　東京都中央区銀座５丁目１５番１９号銀座三真ビル７階　西村法律事務所
相続財産清算人　弁護士　西村　浩一
催告期間満了日　令和９年４月３０日
東京家庭裁判所

令和７年（家）第３０５２２号
広島市東区東蟹屋町９番34号
申立人　広島市東福祉事務所長植重　正美
本籍広島県山県郡北広島町有田1059番地
最後の住所広島市東区山根町38番23号
死亡の場所広島県広島市
死亡年月日令和７年５月10日
出生の場所広島県山県郡
出生年月日昭和14年７月10日
職業無職
被相続人　亡　沖野　隆一
広島市中区上八丁堀４番27号
相続財産清算人　司法書士　田川　昭夫
催告期間満了日　令和９年４月23日
広島家庭裁判所

令和８年（家）第１２３９号
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
申立人　京都市長　松井　孝治
本籍京都府宇治市宇治蔭山70番地11
最後の住所京都市伏見区竹田北三ツ杭町63番地
死亡の場所京都市中京区
死亡年月日令和５年８月24日頃
出生の場所大阪府松原市
出生年月日昭和39年９月１日
職業不明
被相続人　亡　塚野　富彦
事務所京都市中京区烏丸通蛸薬師下ル手洗水町651－１第14長谷ビル８階　益川総合法律事務所
相続財産清算人　弁護士　益川　教親
催告期間満了日　令和９年４月23日
京都家庭裁判所

令和８年（家）第３０９６号
富山市中沖68８番地
申立人　酒井　　昭
本籍富山県富山市中沖68８番地
最後の住所本籍に同じ
死亡の場所富山県富山市
死亡年月日令和８年４月５日
出生の場所富山県魚津市
出生年月日昭和52年12月17日
職業自動車販売業　被相続人　亡　酒井　厚史
富山市布瀬町１丁目５番14号　入江法律事務所
相続財産清算人　弁護士　入江　佑典
催告期間満了日　令和９年４月22日
富山家庭裁判所

令和８年（家）第５１１１号
神奈川県横須賀市久里浜２－２－５
申立人　杉山　康雄
本籍神奈川県横須賀市根岸町二丁目１４番地
最後の住所神奈川県横須賀市久里浜２丁目２番５号
死亡の場所神奈川県横須賀市
死亡年月日令和８年３月２８日
出生の場所神奈川県横須賀市
出生年月日昭和２５年３月３０日
職業　無職　　被相続人　亡　中尾　守
事務所　神奈川県横須賀市米が浜通１丁目７番地２サクマ横須賀ビル３階３０２
相続財産清算人　弁護士　駒田　英隆
催告期間満了日　令和９年４月２２日
横浜家庭裁判所横須賀支部

令和８年（家）第１５１００号
新潟県長岡市寿２丁目２番34号
申立人　清水美惠子
本籍新潟県長岡市山田二丁目94番地
最後の住所新潟県長岡市寿２丁目２番34号
死亡の場所新潟県長岡市
死亡年月日令和７年11月22日
出生の場所新潟県北魚沼郡堀之内町
出生年月日昭和27年４月17日
職業　無職　　被相続人　亡　清水　　茂
事務所　新潟県長岡市幸町１丁目３番10号　ほしの法律事務所
相続財産清算人　弁護士　星野　　徹
催告期間満了日　令和９年４月23日
新潟家庭裁判所長岡支部

令和８年（家）第３５７号
三重県津市桜橋３丁目399番地
申立人　三重県信用保証協会
本籍三重県四日市市小杉新町24番地２
最後の住所三重県四日市市小杉新町24番地２
死亡の場所三重県四日市市
死亡年月日令和８年３月１日頃
出生の場所三重県四日市市
出生年月日昭和25年２月１日
職業不詳　　被相続人　亡　藤井　康男
三重県四日市市鵜の森１丁目3番23号　四日市中央通りビル703号　北勢綜合法律事務所
相続財産清算人　弁護士　菊川　雄志
催告期間満了日　令和9年4月20日
津家庭裁判所四日市支部

令和８年（家）第８００５２号
佐賀県三養基郡みやき町東尾737-５
申立人　みやき　町
本籍佐賀県三養基郡みやき町大字白壁4160番地40
最後の住所佐賀県三養基郡みやき町大字白壁4160番地40
死亡の場所佐賀県三養基郡みやき町
死亡年月日令和7年11月3日
出生の場所満州国四平省四平市若葉区南弐條通
出生年月日昭和18年9月30日
職業不明　　被相続人　亡　橋本　直樹
佐賀県鳥栖市田代外町678番地3　301号室
相続財産清算人　森　　智章
催告期間満了日　令和9年4月24日
佐賀家庭裁判所

令和８年（家）第９０６８７号
東京都新宿区四谷三丁目１３番地７三栄ビル３階　かしわ総合法律事務所
申立人　細田　健太郎
本籍宮城県白石市田町二丁目２２９番地２
最後の住所東京都青梅市小曾木４丁目２５９０番地青梅愛弘園
死亡の場所東京都青梅市
死亡年月日令和８年４月１６日
出生の場所東京府東京市葛飾区
出生年月日昭和１７年６月１６日
職業　無職　被相続人　亡　加藤　澄惠
事務所　東京都新宿区四谷三丁目１３番地７三栄ビル３階　かしわ総合法律事務所
相続財産清算人　弁護士　細田　健太郎
催告期間満了日　令和９年４月２０日
東京家庭裁判所立川支部

令和８年（家）第５１４号
岐阜市菅生七丁目３番７号
申立人　株式会社ランデックス
本籍岐阜県本巣郡北方町高屋６７番地３１
最後の住所岐阜県本巣郡北方町高屋６７番地の３１
死亡の場所岐阜県岐阜市
死亡年月日令和４年８月３日
出生の場所岐阜県本巣郡本田村
出生年月日昭和１２年９月１９日
職業　不明　被相続人　亡　棚橋　健司
事務所　岐阜市江川町３３メゾンドモンターニュ２階　くぼた法律事務所
相続財産清算人　弁護士　久保田　宏
催告期間満了日　令和９年４月２３日
岐阜家庭裁判所

令和８年（家）第１０１８１号
埼玉県所沢市小手指町３－10－８
申立人　コープ所沢管理組合　代表者理事長　安東　一夫
本籍岡山県高梁市南町159番地
最後の住所埼玉県所沢市小手指町３丁目10番地の８　コープ所沢404号
死亡の場所埼玉県狭山市
死亡年月日令和６年８月28日
出生の場所岡山県上房郡高梁町
出生年月日大正15年８月11日
職業不明　　被相続人　亡　吉川　峰子
事務所埼玉県所沢市くすのき台１－12－１　内野ビル２階　徳永法律事務所
相続財産清算人　弁護士　徳永　愼太郎
催告期間満了日　令和９年４月23日
さいたま家庭裁判所川越支部

令和８年（家）第８０００７号
佐賀市八戸溝一丁目１５番３号
申立人　公益社団法人佐賀県社会福祉士会
本籍佐賀県杵島郡白石町大字福吉２０７６番地
最後の住所佐賀県鹿島市大字山浦甲２４８１番地３　鹿島療育園
死亡の場所佐賀県鹿島市
死亡年月日令和８年４月２１日
出生の場所佐賀県杵島郡白石町
出生年月日昭和１５年１月１５日
職業　無職　　被相続人　亡　藤﨑　龍登志
事務所　　佐賀市八戸溝一丁目１５番３号
相続財産清算人　公益社団法人佐賀県社会福祉士会
催告期間満了日　令和９年４月２５日
佐賀家庭裁判所
鹿島出張所

令和８年（家）第４０２４号
山口県山陽小野田市大字山野井113番地
申立人　豊嶋　則子
本籍山口県宇部市大字沖宇部311番地
最後の住所山口県宇部市東芝中町３番５号
死亡の場所山口県宇部市
死亡年月日令和７年６月30日
出生の場所岡山県浅口郡玉島町
出生年月日昭和７年７月５日
職業無職　被相続人　亡　寄能　玉江
山口県宇部市松山町１丁目４番１号前田法律事務所
相続財産清算人　前田　琢治
催告期間満了日　令和９年４月２３日
山口家庭裁判所宇部支部

令和８年（家）第４０２３号
東京都豊島区東池袋三丁目１番１号
申立人　株式会社ファンデックス債権回収
本籍石川県七尾市能登島野崎町八十七部64番地
最後の住所京都府綾部市味方町鴨ノ堂２番地
死亡の場所京都府綾部市
死亡年月日令和７年９月17日
出生の場所石川県鹿島郡能登島町
出生年月日昭和33年７月14日
職業不明
被相続人　亡　瀧本　和嗣
事務所京都市中京区烏丸通二条上ル新絵屋町263　京榮烏丸ビル５階
藤原・橋本法律事務所
相続財産清算人　弁護士　藤原　式子
催告期間満了日　令和９年４月20日
京都家庭裁判所福知山支部

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することがあります。

令和８年（へ）第１号

三重県四日市市小古曽東二丁目９番４０号
申立人　株式会社シリックス
代表者代表取締役　西尾　慎一
権利を争う旨の申述の終期　令和９年２月１２日
令和８年９月１８日
四日市簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＹＢ２７９２６１
金額　３６３，０００円
支払期日　令和８年５月５日
支払地　三重県四日市市
支払場所　桑名三重信用金庫生桑支店
振出日　令和７年１２月２０日
振出地　三重県四日市市
振出人　マキナ工業株式会社　代表取締役　千種　宏幸
受取人　申立人
最終所持人　申立人

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

令和８年（家）第５１３号

富山県黒部市堀切64５－９
申立人　中坪由香里
本籍富山県黒部市荻生1512番地
最後の住所富山県黒部市堀切64５番地９
不在者　中坪　節子
昭和27年３月10日生
届出期間満了日　令和９年１月22日
富山家庭裁判所魚津支部

令和　８年（家）第　　７３号

鹿児島県曽於市大隅町中之内1961番地2
申立人　神宮司　寛
本籍鹿児島県曽於市大隅町中之内1961番地2
最後の住所申立人の住所に同じ
不在者　神宮司柳子
昭和29年3月25日生
届出期間満了日　令和9年1月29日
鹿児島家庭裁判所　　鹿屋支部

令和８年（家）第５４９号

長野県伊那市東春近7300番地14９　12７号
申立人　木下　濱子
本籍長野県飯田市松尾上溝2782番地
最後の住所長野県伊那市東春近7300番地14９　12７号
不在者　木下　恒雄
昭和21年12月21日生
届出期間満了日　令和９年１月22日
長野家庭裁判所　　伊那支部

令和８年（家）第１４２５号

札幌市中央区北10条西19丁目35－６－303
申立人　戸耒　信勝
本籍不明
最後の住所北海道千歳市以下不詳
不在者　鈴木　武
昭和13年10月17日生
届出期間満了日　令和９年１月29日
札幌家庭裁判所

令和８年（家）第７３１号

埼玉県三郷市高州４－65－１ライオンズマンション水元公園10４
申立人　渡邉　一英
本籍東京都葛飾区新宿６丁目2400番地
最後の住所東京都府中市7950番地
不在者　渡邉　和子
昭和４年９月19日生
届出期間満了日　令和９年１月23日
東京家庭裁判所立川支部

令和８年（家）第７３２号

埼玉県三郷市高州４－65－１ライオンズマンション水元公園10４
申立人　渡邉　一英
本籍東京都葛飾区新宿６丁目2400番地
最後の住所東京都府中市7950番地
不在者　渡邉ダノオ
昭和34年９月６日生
届出期間満了日　令和９年１月23日
東京家庭裁判所立川支部

令和８年（家）第３２号

大阪府泉南市信達牧野32５番地シャイニーカジモト50１
申立人　武本　敏隆
本籍大阪府阪南市箱作1324番地
最後の住所大阪府泉南市幡代１丁目20番24号
不在者　武本美惠子
昭和19年２月12日生
届出期間満了日　令和９年１月24日
大阪家庭裁判所岸和田支部

失踪宣告

令和７年（家）第９９２２号

本籍茨城県日立市森山町１丁目13番
最後の住所東京都練馬区早宮１丁目18番28号
不在者　齋藤　孝之
昭和35年５月28日生
令和８年９月15日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

令和８年（家）第５号

本籍北海道紋別郡湧別町中湧別123番地
最後の住所京都府京都市左京区下鴨蓼倉町　20番地
不在者　庭本　博男
昭和14年５月31日生
令和８年９月11日失踪宣告審判確定
京都家庭裁判所
裁判所書記官

令和８年（家）第８３９号

本籍兵庫県尼崎市今福二丁目２９８番地
最後の住所大阪市天王寺区以下不詳
不在者　福井　順子
昭和25年9月9日生
令和8年9月15日失踪宣告審判確定
大阪家庭裁判所
裁判所書記官

失踪宣告取消

令和８年（家）第５８２５号

本籍東京市京橋区明石町31番地
失踪宣告審判上の本籍長崎県長崎市酒屋町18番地
住所不明
申立人（失踪者）　松田キミヨ
明治32年11月９日生
令和８年９月15日失踪宣告取消審判確定
東京家庭裁判所
裁判所書記官

令和８年（家）第１２３６号

本籍愛知県一宮市今伊勢町宮後字神戸22番地１
住所名古屋市瑞穂区洲雲町４丁目54番地ＳＳ．ＦＬＡＴ桜山30３号
失踪者　田河内美由紀
昭和52年４月１日生
令和８年９月15日失踪宣告取消審判確定
名古屋家庭裁判所裁判所書記官

令和８年（家）第４８３号

本籍青森県十和田市西四番町３番
住所埼玉県さいたま市大宮区堀の内町２－８　１　Ｄ棟パークヒルズ１０２　高橋方
申立人（失踪者）　工藤　康雄
昭和２９年４月１７日生
令和８年９月１７日失踪宣告取消審判確定
さいたま家庭裁判所裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

令和８年（へ）第２号

香川県高松市春日町1640番地３
申立人　株式会社エヌプラス
代表者代表取締役　中村　智雄
権利を争う旨の申述の終期　令和８年９月15日
令和８年９月16日
丸亀簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＩＫ103505
金額　715,429円
支払期日　令和８年２月20日
支払地　香川県坂出市
支払場所　株式会社百十四銀行坂出支店
振出日　令和７年12月20日
振出地　香川県坂出市
振出人　株式会社ツヤマ　代表取締役　津山　哲郎
受取人　申立人
最終所持人　申立人

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第２１４号
長野県松本市梓川倭2807番地12
債務者　有限会社トータルクリーニング
代表者仮取締役　今井　芳郎
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮田　　旭
4　破産債権の届出期間　令和８年11月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午前10時30分
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第２１１９号
横浜市緑区中山１－３－５役川ビル３Ｆ
債務者　株式会社横浜技建
代表者代表取締役　平川　禎尚
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鶴井　迪子
4　破産債権の届出期間　令和８年11月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午前11時30分
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１０２号
三重県鳥羽市相差町1525番地
債務者　有限会社望洋
代表者代表取締役　野村　浩一
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中川　大河
4　破産債権の届出期間　令和８年11月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午前11時
津地方裁判所伊勢支部破産係

令和８年（フ）第３９３号
岐阜市打越546番地５
債務者　有限会社丸森食品
代表者代表取締役　小森　峰雄
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小木曽琢也
4　破産債権の届出期間　令和８年11月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月５日午前10時10分
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第６３号
山形県鶴岡市本町一丁目８番37号
債務者　有限会社むらまご
代表者代表取締役　村田　　浩
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　脇山　　拓
4　破産債権の届出期間　令和９年１月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月１日午後３時
山形地方裁判所鶴岡支部

令和８年（フ）第４９８号
新潟市西区浦山一丁目４番17号、前住所新潟市西区善久772番地２新潟日報社黒埼本社２Ｆ
債務者　株式会社クワサンプラス
代表者代表取締役　桑原　幸夫
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸山　　央
4　破産債権の届出期間　令和８年11月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１０７号
長崎県諫早市真崎町1188―14
債務者　Ｋｉｃｋ株式会社
代表者代表取締役　木村　真一
1　決定年月日時　令和８年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　真邦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月９日午後１時45分
長崎地方裁判所大村支部破産係

令和８年（フ）第５０４号
静岡市清水区下清水町７番26号
債務者　株式会社ヤマスイ
代表者代表取締役　山田　雅文
1　決定年月日時　令和８年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　萌樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月14日午前10時20分
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第４５８号
熊本市東区東本町１番１号田上ビル１階１号
債務者　有限会社一坊
代表者取締役　宮城規公子
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　亮介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月16日午前10時30分
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第２４００号
東京都港区麻布十番２丁目20番７号高木ビル
債務者　Ｐｌｏｙ株式会社
代表者代表取締役　新井　一平
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野　智仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月17日午後１時40分
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４０４０号
大阪府東大阪市弥生町２番53号グランデュール弥生310
債務者　株式会社エル・オー・ティ
代表者代表取締役　奥田　剛志
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木元起
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月17日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４７０１号
大阪府守口市八雲東町２丁目30番８号
債務者　株式会社マイスター
代表者代表取締役　中尾　勇太
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金川　文恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月17日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５１２６号
大阪府寝屋川市点野５丁目４番15号
債務者　Ｌ－Ｌ－ＷＯＲＬＤ株式会社
代表者代表取締役　在田　善計
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高砂健太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月17日午後１時40分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２９号
宮城県登米市登米町寺池目子待井74番地12
債務者　株式会社リアン・マルシェ
代表者代表取締役　佐藤　健二
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　開発　健次
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月21日午前11時
仙台地方裁判所登米支部

令和８年（フ）第４７１４号
大阪市住之江区南港南６丁目１番33号
債務者　株式会社レガーロ
代表者代表取締役　下津　喜彦
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤岡　朗以
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月21日午後２時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１３８号
三重県四日市市三滝台四丁目３番地の３
債務者　株式会社ウチヤマ
代表者代表取締役　内山　純一
1　決定年月日時　令和８年10月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　板垣謙太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月25日午前11時
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第１５７４号
さいたま市浦和区常盤二丁目１番15―1304号
債務者　株式会社オフィスＥＭ
代表者代表取締役　東山　卓也
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　峯岸　孝浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午前11時30分
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第５１１２号
大阪市中央区日本橋２丁目５番５号
債務者　株式会社扇屋式服店
代表者代表取締役　浦　　秀男
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　安東　良祐
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午後２時10分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５３７３号
大阪市北区西天満４丁目６番３号ヴェール中之島北303号室
債務者　株式会社チャンス・ツー
代表者代表取締役　渡壁　一夫
１　決定年月日時　令和８年10月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岡筋　泰之
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午後１時40分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５０８号
大分市向原西一丁目１番27号４Ｆ
債務者　株式会社ジョイントビズおおいた
代表者代表取締役　田村　将治
１　決定年月日時　令和８年10月５日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　首藤　裕好
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月15日午後１時30分
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４５２５号
大阪市此花区四貫島２丁目15番５号ア・ジャスビル２階
債務者　ア・ジャス株式会社
代表者代表取締役　岡本　　茂
１　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　張　　泰敦
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４７４２号
大阪市中央区内本町２丁目３番８号
債務者　株式会社アイティエス
代表者代表取締役　田中　重博
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　西河　英士
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午後１時40分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第７８４号
川崎市中原区上小田中３丁目９番３―201号
債務者　小笠原設備工事有限会社
代表者代表取締役　小笠原克己
１　決定年月日時　令和８年10月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松橋正太郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午前10時20分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第４９９号
新潟市西区浦山一丁目４番17号、前住所新潟市西区善久772番地２新潟日報社黒埼本社２Ｆ
債務者　株式会社クワサンエディット
代表者代表取締役　桑原　幸夫
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　丸山　　央
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午前10時40分
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２１５０号
大阪府門真市桑才新町33番地１
債務者　インテグラルアート株式会社
代表者代表取締役　平澤　敬一
１　決定年月日時　令和８年10月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中野　智仁
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午後２時
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第８２６号
北九州市八幡西区藤田四丁目３番１―509号
債務者　株式会社温
代表者代表取締役　宇久　知紀
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　河合　勇治
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午後２時
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第４４７号
鹿児島市中山町6069番地１
債務者　有限会社鹿児島マルトウ
代表者代表取締役　上栗　幸祐
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山口　　学
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午後２時
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第２３２号
徳島県吉野川市鴨島町喜来377番地
債務者　美間食品工業株式会社
代表者代表取締役　美間　正行
１　決定年月日時　令和８年10月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　廣田　修一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午前10時30分
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４２４１号
大阪市東淀川区東淡路４丁目33番34号
債務者　株式会社アカシヤ
代表者代表取締役　橘　　佳慶
１　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　清水　俊順
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５３号
兵庫県美方郡香美町香住区九斗141番地
債務者　合同会社　谷口畜産
代表者代表社員　谷口　博康
１　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　衣笠　謙三
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午前11時30分
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

令和８年（フ）第９７２号
神戸市中央区東川崎町一丁目３番３号神戸ハーバーランドセンタービル
債務者　株式会社スタイリッシュ・エイチ・アンド・エイ
代表者代表取締役　山中　一能
１　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　上谷　佳宏
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午後２時
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２７９号
香川県さぬき市鴨庄1131番地５
債務者　株式会社Ｍｉｌｋａｍｏ
代表者代表取締役　六車　亜斗
１　決定年月日時　令和８年10月６日午前９時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　堀井　　実
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午後２時
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第８６９号
仙台市太白区郡山３丁目15番16号
債務者　株式会社角谷
代表者代表取締役　角谷　暢亮
１　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　原　　一好
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月29日午後１時40分
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第５２１０号
大阪府東大阪市布市町３丁目４番１号
債務者　株式会社東徳運輸
代表者代表取締役　松澤　憲司
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　白木　裕一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月１日午後２時10分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２３２７号
名古屋市港区善進本町261番地
債務者　カタヤテクノ株式会社
代表者代表取締役　草留　良一
１　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　森　　美穂
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月３日午後１時40分
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２７４号
埼玉県深谷市折之口335番地の６
債務者　有限会社藤沢急送
代表者代表取締役　大澤　清一
１　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　林　　和芳
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月９日午前11時
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第５２５号
愛知県岡崎市赤渋町字上池29番地
債務者　株式会社西岡電機工業
代表者代表取締役　内川　　誠
１　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　市村　陽平
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月９日午後１時20分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第４９４１号
大阪市福島区鷺洲２丁目13―15坂口ビル102
債務者　株式会社ＫＨＳメディカルサポート
代表者代表取締役　麻角健太郎
１　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　青木　　優
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第５６号
秋田県北秋田市東横町７番８号
債務者　三沢　　一
１　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　川田　繁幸
４　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月３日午前10時５分
６　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
秋田地方裁判所大館支部

令和８年（フ）第３８号
福岡県飯塚市津島425番地７、前住所福岡県飯塚市中443番地１
債務者　野北　千鳥
１　決定年月日時　令和８年10月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　横手　陽平
４　破産債権の届出期間　令和８年11月５日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月14日午前11時
６　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

令和８年（フ）第５１号
福岡県飯塚市鯰田2278番地１　ブルーマリヌＡ101、前住所福岡県飯塚市中443番地１
債務者　野北　祐介
１　決定年月日時　令和８年10月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松尾　　朋
４　破産債権の届出期間　令和８年11月５日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月14日午前10時30分
６　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

令和８年（フ）第５２号
福岡県飯塚市鯰田2278番地１　ブルーマリヌＡ101、前住所福岡県飯塚市中443番地１
債務者　野北　　恵
１　決定年月日時　令和８年10月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松尾　　朋
４　破産債権の届出期間　令和８年11月５日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月14日午前10時30分
６　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

令和８年（フ）第５３８号
兵庫県尼崎市南塚口町２丁目24番１号　ドヌール南塚口　303、前住所千葉市稲毛区山王町35番地１　ヒューマンスクエア千葉山王505号
債務者　後藤　靖裕
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　下中喜代美
４　破産債権の届出期間　令和８年11月５日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午前10時
６　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第４９６号
神奈川県厚木市下荻野487番地１　（株）林間
債務者　遠藤　　博
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　伏木　壮太
４　破産債権の届出期間　令和８年11月16日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月16日午前10時
６　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第６３号
三重県度会郡度会町大野木3572番地８
債務者　南　　文明
１　決定年月日時　令和８年10月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　野田久美子
４　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午前10時
６　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

令和８年（フ）第４４７号
愛知県岡崎市松橋町１丁目11番地10　シャルマン松橋　Ａ―101
債務者　中西　功始
１　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐藤　通記
４　破産債権の届出期間　令和８年11月24日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午後１時35分
６　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第３８９号
鹿児島市鴨池１丁目41番18号　カルチェコート鴨池103号、前住所鹿児島市樋之口町６番15―1105号
債務者　幸野　博司
１　決定年月日時　令和８年10月６日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　平野　一哉
４　破産債権の届出期間　令和８年11月27日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午後１時30分
６　免責意見申述期間　令和９年１月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第８７号
千葉県勝浦市川津360番地１　ハレウラアパートメント206号
債務者　根本　利雄
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　河合　　巌
４　破産債権の届出期間　令和８年11月６日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午前11時30分
６　免責意見申述期間　令和９年１月20日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

令和８年（フ）第２３２８号
名古屋市港区明正２丁目190番地
債務者　草留　良一
１　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　森　　美穂
４　破産債権の届出期間　令和８年11月５日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月３日午後１時40分
６　免責意見申述期間　令和９年１月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第３５号
北海道小樽市最上１丁目12番10号
債務者　大渡　悠介
１　決定年月日時　令和８年10月６日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　段林　君子
４　破産債権の届出期間　令和８年11月６日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午後３時
６　免責意見申述期間　令和９年１月21日まで
札幌地方裁判所小樽支部

令和８年（フ）第１２６７号
東京都西東京市田無町７丁目２番12号グランメゾン栄203号
債務者　白鳥　海人
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷　正宏
4　破産債権の届出期間　令和８年11月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月１日午前11時15分
6　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第２２１６号
横浜市南区浦舟町３丁目45番地　パークアクシス横浜阪東橋708
債務者　佐藤　一洋
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　貴久
4　破産債権の届出期間　令和８年11月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月10日午前11時10分
6　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１１６号
福島市町庭坂字小峠23番地の１市住９
債務者　渡邉　　望（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　令和８年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大河内敬子
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月23日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
福島地方裁判所

令和８年（フ）第５２９号
静岡市清水区上力町１番32号　メゾン上力Ｃ－201号室
債務者　山田　雅文
1　決定年月日時　令和８年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　萌樹
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月14日午前10時20分
6　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２２４３号
横浜市青葉区すすき野１丁目３番地１　リビオあざみ野ブライティアＡ－405
債務者　二宮　恵美
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　櫻庭　史子
4　破産債権の届出期間　令和８年11月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月21日午前10時40分
6　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１８１２号
東京都狛江市中和泉５丁目３番９号パストラルガーデンＫ202
債務者　横尾　健太
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原田　　真
4　破産債権の届出期間　令和８年11月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月16日午後１時45分
6　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第２２４６号
神奈川県鎌倉市山崎1390番地　レーベンスガルテン山崎１号棟114号室
債務者　松本　雅樹
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　濱邉　和揮
4　破産債権の届出期間　令和８年11月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月23日午前11時
6　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３５４号
静岡県裾野市茶畑182番地の４
債務者　篠原　真至
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙木　　登
4　破産債権の届出期間　令和８年11月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月17日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第１８０３号
東京都八王子市田町２番１号
債務者　野澤　義太
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田原　遊太
4　破産債権の届出期間　令和８年11月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月17日午前11時15分
6　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第２１２０号
横浜市緑区中山１丁目９番１－402号
債務者　平川　禎尚
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鶴井　迪子
4　破産債権の届出期間　令和８年11月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月18日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２１５１号
横浜市瀬谷区二ツ橋町103番地４　パークハイム102
債務者　平澤　敬一
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野　智仁
4　破産債権の届出期間　令和８年11月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月20日午後２時
6　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７６１号
川崎市多摩区長沢１丁目10番20号　バードランド　303
債務者　小林　英秋
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金川　昌平
4　破産債権の届出期間　令和８年11月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月19日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月18日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第７８５号
川崎市中原区上小田中３丁目９番３－201号　川中ビル
債務者　小笠原克己
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松橋正太郎
4　破産債権の届出期間　令和８年11月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月19日午前10時20分
6　免責意見申述期間　令和９年１月18日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第９７６号
広島市安佐北区可部４丁目４番28－202号
債務者　川本　泰弘
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野　倫嘉
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月18日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１２３号
鳥取県八頭郡八頭町宮谷240番地46、旧住所神奈川県横浜市港北区篠原台町１番26号　ハイツ生田Ａ棟102、大阪府大阪市北区松ケ枝町７番21号　ビガーポリス224松ケ枝町Ⅱ501号室
債務者　田中　大貴
１　決定年月日時　令和８年10月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　古田　昌己
４　破産債権の届出期間　令和８年11月５日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月22日午後２時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
鳥取地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１６６１号
札幌市豊平区月寒東１条15丁目８番25―401号
債務者　新田　一志
１　決定年月日時　令和８年10月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　福岡　宏保
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月22日午前11時15分
５　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２６０号
福島県郡山市富久山町久保田字岡ノ城85番地の１　ミルキーハウス２号棟201号
債務者　葛西　賢二
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　稲葉　裕之
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午前10時30分
５　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第２４４号
埼玉県東松山市新宿町20番地６　クレスト壱番館102
債務者　石山　明彦
１　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　波多野孝彦
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月22日午後１時10分
５　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第３３２号
埼玉県行田市西新町100番地127
債務者　川合　洋輔
１　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　竹中　宏明
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月22日午後１時30分
５　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第５４６号
静岡市葵区昭府２丁目12番20―403号
債務者　下手　ユミ（ＳＨＩＭＯＴＥ　ＹＵＭＩ）
１　決定年月日時　令和８年10月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　露木　千尋
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月９日午前11時40分
５　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１７号
和歌山県新宮市清水元１丁目２番３号美浜荘２号室、前住所和歌山県新宮市五新１番17号
債務者　エスピー企画こと　隅地　　洋
１　決定年月日時　令和８年10月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　川上　高史
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月15日午前10時
５　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
和歌山地方裁判所新宮支部

令和８年（フ）第１８７号
鹿児島市南林寺町19番３―1111号
債務者　伊地知　猛
１　決定年月日時　令和８年10月５日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　武　　雄太
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月15日午前11時
５　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第３５９号
京都府木津川市梅美台五丁目26番地６、前住所奈良市大安寺二丁目11番５―102号
債務者　大野運送こと　大野　　燿
１　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中村　葉子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月23日午前10時
５　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第２０３０号
名古屋市千種区自由ケ丘２丁目10番27号　ＣＯＮＴＲＡＩＬ自由ヶ丘301号
債務者　齋藤　歩美
１　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　髙橋　大幹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月24日午前11時10分
５　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２２５４号
愛知県常滑市新田町２丁目23番地の３、従前の住所愛知県知多市南粕谷新海４丁目226番地
債務者　ＴａｉｒｙｕＫｅｎｓｏｕこと　大岩　竜次
１　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　髙嶋　浩平
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月24日午前10時50分
５　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第４６１号
兵庫県尼崎市立花町４丁目16番30号　201、前住所兵庫県尼崎市稲葉荘４丁目10番29号
債務者　谷田　　弓（旧姓関）
１　決定年月日時　令和８年10月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　関本　龍志
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午前10時15分
５　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第２１３号
三重県四日市市三滝台四丁目３番地３
債務者　内山　純一
１　決定年月日時　令和８年10月６日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　板垣謙太郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月25日午前11時
５　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第２１４号
三重県四日市市三滝台四丁目３番地３
債務者　内山　喜視
１　決定年月日時　令和８年10月６日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　板垣謙太郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月25日午前11時
５　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第５６０号
熊本市北区楠２丁目11番４号
債務者　坂口　晃紀
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田上　裕輝
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月15日午後２時
５　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第５１１号
静岡県藤枝市郡１丁目５番25号
債務者　谷下　正美
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　蒲生　武幸
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月16日午前11時30分
５　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第４５９号
熊本市東区広木町29番34号　水辺ハイツ202号、異動前住所熊本市東区小峯１丁目５番21号　ファインパレス202号
債務者　宮城規公子
１　決定年月日時　令和８年10月５日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐藤　亮介
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月16日午前10時30分
５　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第６０２号
熊本市東区月出２丁目１番36号　一ハイツ203号
債務者　江藤　　務
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池上　雄飛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月16日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第１７７号
鹿児島市上荒田町23番16号　永田コーポ603号、前住所鹿児島市西田２丁目11番11号　ＧＲＡＮＶＥＲＤＥ　ＮＩＳＨＩＤＡ301号
債務者　中村　明子
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　牛ノ濵健作
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月22日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第２２３５号
名古屋市千種区春岡１丁目２番地の19　伊藤ビル302号、住民票上の住所名古屋市天白区鴻の巣１丁目801番地　ロイヤル高針206号
債務者　加藤　桂子
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村井　久記
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第５３号
愛知県稲沢市陸田栗林一丁目８番地１
債務者　渡邉　千夏
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川地　美帆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月15日午前11時15分
5　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第２２９号
愛知県一宮市冨田字三ツ俣1460番地　三ッ俣団地２棟９号
債務者　浅野　治好
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　義基
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月15日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第３６２号
静岡市清水区下野東１番54号　グランピュアW202号室
債務者　小澤　弥玖（旧姓井出）
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐野　可奈
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月22日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１６５２号
埼玉県和光市白子３丁目27番７－409号　サンヴェール和光グランヒルズ
債務者　横山　　源
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙畑　　剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午前11時40分
5　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第６２５号
埼玉県飯能市大字下赤工463番地６
債務者　原野　瑛司
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村山　志穂
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午後２時10分
5　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第４９５２号
大阪府池田市畑４丁目９番10号　（102号）
債務者　峯岸　華子
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　仁田　純佳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午後２時
5　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第８４９号
埼玉県戸田市中町１丁目１番地の６　アンビシャス西川口605号室
債務者　望月　　圭
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　出井　宏幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午後１時40分
5　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第２１号
長野県南佐久郡川上村大字原256番地３
債務者　井出由美こと　ノウミス（ＮＯＨ　ＭＩＳＵＫ　魯　美淑）
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今井　智恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午前10時
5　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
長野地方裁判所佐久支部

令和８年（フ）第４２５２号
大阪市浪速区桜川２丁目４番20－806号
債務者　高崎　菜摘
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺田絵里子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午後２時10分
5　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４４０４号
大阪市淀川区塚本４丁目11番６号　塚本壱番館　400号
債務者　井上　陽介
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　布浦　　直
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午後１時40分
5　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４５５０号
大阪府吹田市江坂町２丁目１番11－807号
債務者　岡本　　茂
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　張　　泰敦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４７４３号
大阪府東大阪市長田２丁目19番２号
債務者　田中　重博
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西河　英士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午後１時40分
5　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３５３号
和歌山市杭ノ瀬339番地28　Ｍハイツ　101号、前住所和歌山市内原895番地３　203号
債務者　嶽下　知也
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦　孝司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午前10時25分
5　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第５１９号
愛知県高浜市湯山町四丁目７番地２　県営葭池住宅１棟104号
債務者　安永　清剛
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋吉　一秀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午後２時10分
5　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第７０１号
埼玉県川越市大字笠幡57番地34
債務者　勝又　正人
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田島　遼一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午後２時
5　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第４６８８号
大阪市平野区平野本町３丁目３番20号　104、事業所所在地大阪市平野区平野東１丁目３番18号
債務者　中原鍼灸整骨院こと　中原　康博
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　美紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４８８１号
大阪府吹田市岸部北５丁目41番７号
債務者　松谷　栄児
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹尾　一敏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午後１時40分
5　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第６２号
山形県鶴岡市荒井京田字荒田87番地、前住所群馬県吾妻郡中之条町大字西中之条646番地１　メゾン西中之条Ａ201号
債務者　後藤　和彦
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　静香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午後２時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

令和８年（フ）第５６１号
埼玉県草加市北谷２丁目30番25―304号
債務者　蒲原　紀幸
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黄川田　拓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第５６２号
埼玉県草加市北谷２丁目30番25―304号
債務者　蒲原　千絵
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黄川田　拓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第２６４号
愛知県丹羽郡扶桑町大字南山名字小山西66番地３
債務者　楯　　雄平
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中島　万里
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午前10時15分
5　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第５１７号
愛知県刈谷市泉田町山畑104番地　レナジア泉田206号
債務者　佐々木良太
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　夛田　裕子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第２４２４号
愛知県知多郡武豊町字山ノ神104番地１　クレールコート102号
債務者　木藤　哲也
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　保之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午後２時20分
5　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５７号
愛知県犬山市大字木津字宮前13番地３　ビューパレス犬山405
債務者　高木　　希
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡野　雄介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午前11時
5　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第４４８号
鹿児島市東谷山１丁目56―28、住民票上の住所鹿児島市新栄町19番22―407号
債務者　上栗　幸祐
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　　学
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午後２時
5　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第１５５号
富山市西荒屋922番地　ヴィラ・アミティⅡ103号
債務者　森田　拓未
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　板屋　康平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
富山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２４２号
愛知県江南市勝佐町東郷160番地　ステップス江南Ｇ棟
債務者　犬丸　祥明
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾高　大輝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月29日午前11時
5　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第１５６４号
さいたま市緑区大字中尾970番地23
債務者　宮澤　理恵
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮野　大翔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月１日午前10時40分
5　免責意見申述期間　令和９年１月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第５２１１号
大阪府大東市住道１丁目２番10号　サンメゾン住道703号
債務者　松澤　憲司
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白木　裕一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月１日午後２時10分
5　免責意見申述期間　令和９年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第６５号
山形県鶴岡市本町一丁目８番37号
債務者　村田　　浩
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　脇山　　拓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月１日午後３時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月22日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

令和８年（フ）第３９４号
岐阜市上土居764番地７
債務者　小森　峰雄
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小木曽琢也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月５日午前10時10分
5　免責意見申述期間　令和９年２月５日まで
岐阜地方裁判所

破産手続廃止及び免責許可決定

令和８年（フ）第１４号
福島県南相馬市原町区西町一丁目92番地
アークウエストＢ201
破産者　只野　　鈴
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所相馬支部

令和８年（フ）第１１７号
長野市大字南長野妻科914番地１
破産者　小野　顕宏
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

令和６年（フ）第２５４７号
大阪市西区新町１丁目30番９号　201
破産者　ふくこ美容室こと森田のぶ子
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３０１号
兵庫県西宮市神明町８番２―915号
破産者　香野健太郎
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第３６５号
兵庫県西宮市櫨塚町５番12―305号
破産者　八島　和臣
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第５０７号
北九州市若松区東二島３丁目13番45号
破産者　中土井義昭
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第５２９号
北九州市門司区谷町２丁目13番４号
破産者　他力　靖一
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第７８号
鹿児島市上福元町5781番地　ハイデンス佐藤303号
破産者　鶴田　賢二
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第１８０号
鹿児島市吉野町8911番地14　サンライズ末吉102号
破産者　脇田　　光
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第２８９号
鹿児島市武２丁目44番12号　プロムナード武301号
破産者　上原　香奈
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第５１３号
仙台市太白区松が丘６番14号　アップルハウス松が丘Ｂ棟101、従前の住所仙台市青葉区落合４丁目６番21―302号
破産者　吉田　琴音
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第６３２号
仙台市太白区東中田６丁目６番59号
破産者　笹渡　貴子（旧姓佐々木）
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第６５１号
宮城県名取市高舘吉田字前沖115番地の１
レオパレスメゾン前沖212号
破産者　遊佐　信哉
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第３１号
福島県郡山市朝日三丁目３番４号　サンフィールズ朝日206号、前住所東京都荒川区東尾久三丁目30番６―401号
破産者　吉本　安伸
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第３１号
茨城県北茨城市関本町福田1871　医療法人誠之会　廣橋病院、住民票上の住所茨城県北茨城市大津町北町442番地の８　アイアンビル302
破産者　鐵　　始
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

令和８年（フ）第７４号
茨城県高萩市大字島名2118番地の４
破産者　白土　光世（旧姓天野）
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

令和８年（フ）第８５号
群馬県高崎市下之城町150番地１
破産者　横手　真二
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第３６５号
さいたま市見沼区大字東宮下2031番地　大宮東宮下高層５―111
破産者　関根　照枝（旧姓山中）
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第４８２号
埼玉県鴻巣市北新宿24番地１
破産者　佐藤　優人
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第７６８号
埼玉県川口市戸塚東３丁目40番33―305号
ラプランヴェール
破産者　荒山　武夫
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第８０４号
埼玉県新座市馬場一丁目６番６号
破産者　見附　広行
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第８１６号
さいたま市緑区松木３丁目34番地13　花水月302
破産者　相馬　和磨
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第９１４号
埼玉県川口市戸塚１丁目10番22号
破産者　後藤さおり
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第９２４号
さいたま市岩槻区上里２丁目５番地14　シティハイムサカエＡ202号室
破産者　武田　祐輝
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１０４３号
さいたま市南区鹿手袋６丁目21番８号　105
破産者　齊藤　裕之
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第２２３０号
大阪府守口市八雲東町２丁目74番18―308号
破産者　髙橋　佑希
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第２２３７号
大阪市阿倍野区文の里１丁目７番19号　ラパンジール阿倍野601号
破産者　宮田　浩孝
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第４１３８号
大阪市西淀川区野里１丁目22番５号　クリスタルライト202号室
破産者　２ＲＲこと　野々村良二
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第５３９１号
大阪市都島区都島南通２丁目９番21―504号
破産者　小土手成美
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第５４４５号
大阪市東住吉区桑津２丁目12番24―204号
破産者　左近　　愛
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第５４６９号
大阪市西区南堀江２丁目１番３―811号
破産者　結城　直信
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第６１０３号
大阪市城東区天王田４番１―402号
破産者　吉見　遥磨
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１５１号
大阪市中央区南船場１丁目11番22―602号
破産者　内山　佑史
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第９００号
大阪府門真市向島町13番26号　寺尾ハイツ105号
破産者　上野　武志
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第９６６号
大阪府大東市泉町１丁目５番13号
破産者　髙橋　浩太
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１１３５号
大阪府守口市高瀬町４丁目10番９号
破産者　トワヨこと谷口チャナム・谷口次男こと　ＰＡＲＫ　ＣＨＡＮＡＭ　朴　　次男
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１１３６号
大阪府守口市高瀬町４丁目10番９号
破産者　谷口　隆史
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２０２６号
大阪市住吉区南住吉２丁目10番10号　ライフマンション南住吉　３Ｂ号
破産者　宍戸　　愛
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２０３７号
大阪市港区南市岡３丁目10番21―304号
破産者　須川　富生
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２０３８号
大阪市港区南市岡３丁目10番21―304号
破産者　須川　貴子
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２６４１号
大阪府吹田市江坂町２丁目７番25号　(405)
破産者　山口　風輝
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２７６０号
大阪市都島区都島南通１丁目20番15号　ユニゾンマンション　402号
破産者　草薙　　舞
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２７６３号
大阪府東大阪市花園東町２丁目10番31号　ハイツヒトヨシ　303
破産者　北嶋真衣子
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２９１８号
大阪市大正区泉尾２丁目４番６号
破産者　嶋崎　米重
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３０５０号
大阪市淀川区宮原４丁目５―26―1705、住民票上の住所広島市安佐南区祇園２丁目28番10―201号
破産者　荒木　良太
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３１１３号
大阪市東成区中本１丁目１番８―902号
破産者　日坂　稜子
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第５４０号
兵庫県尼崎市大物町１丁目３番36―１号、前住所大阪市西区土佐堀２丁目３番34―806号
破産者　１ａ　Ｓｏｐａこと　小林瑠衣子
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第３２３号
兵庫県尼崎市浜田町４丁目１番地の６
破産者　鶴田　浩生
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第２４号
岡山県津山市中原776番地、住民票上の住所岡山県津山市新野東1151番地　清原ビル302
破産者　清原美穂子（旧姓鈴木）
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

令和８年（フ）第２６号
岡山県津山市上高倉941番地３
破産者　眞木　康惠
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

令和８年（フ）第２０４号
広島市中区大手町５丁目７番５―602号
破産者　藤田　健太
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第５８４号
広島市安佐南区山本２丁目３番12号
破産者　福原　　航
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第６９８号
広島県大竹市玖波４丁目１番１号　広島西医療センター、住民票上の住所広島県安芸郡坂町坂西３丁目10番４号
破産者　槇尾　俊行
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第６８号
山口県宇部市大字東須恵2065番地１　コルナーレⅡ棟203号
破産者　ＹＡＯＹＡオガタ屋こと　尾形　　梓
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

令和８年（フ）第８５号
山口県宇部市大字東岐波933番地
破産者　藤本　朗子
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

令和８年（フ）第４７号
徳島県板野郡藍住町富吉字中新田32番地８　ガーデンヒルズ藍住Ⅰ　301号
破産者　武市　裕司
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第６６号
香川県丸亀市川西町北2278番地１パーク・アベニューＡ棟102号
破産者　土谷　光弘
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

令和７年（フ）第８２号
福岡県田川郡福智町赤池139番地14、前住所福岡県飯塚市川島491番地２
破産者　ゴリラロッジこと　原田　龍次
１　決定年月日　令和８年10月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所田川支部

令和８年（フ）第４３号
長崎県諫早市貝津町601番地11　ＭＯＤＥＲＮ　ＰＡＬＡＺＺＯ諫早Ｋａｉｚｕ　Ａ211号
破産者　深見つばさ
１　決定年月日　令和８年10月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

令和７年（フ）第２９号
大分県日田市田島２丁目３番８号　ビクトリーヒダカ大原Ｂ201号、前住所大分県日田市大字三和29番地12
破産者　家永　美希
１　決定年月日　令和８年10月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所日田支部

破産手続終結

令和７年（フ）第６６９号
神奈川県平塚市紅谷町１２番２６号
破産者　株式会社レバンス
１　決定年月日　令和８年９月２９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　本手続において債権届出をした債権者はいない。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和７年（フ）第５４５号
宮崎市大字本郷北方2508番地１―101号
破産者　株式会社フードストレージ
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結及び免責許可決定

令和７年（フ）第１４９号
愛知県稲沢市松下二丁目７番14―401号
破産者　大西　　凱
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第３０４号
北九州市小倉南区下吉田４丁目22番５号、前住所北九州市八幡西区藤田２丁目４番６―501号
破産者　下窄　千夏
１　決定年月日　令和８年10月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（フ）第１６０号
茨城県高萩市大字島名2374番地の８
破産者　岡田　　勝
１　決定年月日　令和８年10月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

令和７年（フ）第１９９１号
さいたま市緑区馬場２丁目５番地18　グランパレス弐番館202、破産手続開始決定時の住所さいたま市緑区大字中尾1650番地３
破産者　堀内　　洋
１　決定年月日　令和８年10月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１４１号
岡山市北区御津中牧1830番地２、住民票上の住所岡山市北区御津北野1079番地
破産者　則安　正文
１　決定年月日　令和８年10月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１４２号
岡山市北区御津中牧1830番地２、住民票上の住所岡山市北区御津北野1079番地
破産者　則安　恭子
１　決定年月日　令和８年10月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第１１６号
岡山県真庭市宮地1202番地、開始決定時の住民票上の住所岡山県真庭市下方1239番地３
破産者　片山　希郎（旧姓　平内）
１　決定年月日　令和８年10月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

令和７年（フ）第１３０５号
宮城県黒川郡大和町吉岡南一丁目22番地の９　パストラルハイツ106
破産者　織田　幸恵
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第９７号
岐阜県郡上市大和町栗巣472番地１（開始決定時の住所）岐阜県安八郡安八町氷取255番地の７　ディアコート　ハピネス　103号室（前住所）岐阜市清759番地１　モアグレース岐阜南ゲートマークス201号
破産者　増田　京平
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和８年（フ）第２１９号
静岡県焼津市一色334番地の３
破産者　塚本　真希
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第２号
鳥取県鳥取市賀露町南６丁目２番32号
破産者　松村　　進
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

令和７年（フ）第９１号
大分県宇佐市安心院町下毛1866番地の１、前住所大阪府寝屋川市黒原新町９番13―734号
破産者　生野　直史
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

令和８年（フ）第１２６７号
大阪市生野区小路１丁目29番17号　リアライズ小路　403
破産者　前部屋憲幸
1　破産債権の届出期間　令和８年11月２日まで
2　一般調査期日　令和８年12月７日午後１時40分
令和８年10月５日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７５号
さいたま市北区大成町４―835―１　マノア大宮602、住民票上の住所さいたま市北区奈良町131番地４
破産者　牧口　真聖
1　破産債権の届出期間　令和８年11月９日まで
2　一般調査期日　令和８年12月14日午前10時30分
令和８年10月５日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第５９号
福岡県行橋市大字大野井600番地３　コーポＩＳ　Ｂ棟214号
破産者　梶原　聖徳
1　破産債権の届出期間　令和８年11月12日まで
2　一般調査期日　令和８年12月17日午前10時50分
令和８年10月５日
福岡地方裁判所行橋支部破産係

令和７年（フ）第９２号
群馬県桐生市菱町３丁目1861番地の１、前住所栃木県下都賀郡野木町大字友沼4657番地31
破産者　島山　裕次
1　破産債権の届出期間　令和８年11月16日まで
2　一般調査期日　令和９年１月８日午前10時30分
令和８年10月６日　前橋地方裁判所桐生支部

令和７年（フ）第１３４３号
埼玉県川口市元郷２丁目15番１―5205号　エルザタワー55
破産者　木村　昭裕（旧姓長田）
1　破産債権の届出期間　令和８年11月20日まで
2　一般調査期日　令和８年12月21日午前10時
令和８年10月５日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期間

令和８年（フ）第２１５号
宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋2834番地４　ロイヤルシティー高鍋２―Ｄ
破産者　日髙大次郎
1　破産債権の届出期間　令和８年11月６日まで
2　一般調査期間　令和８年12月15日から令和８年12月22日まで
令和８年10月６日　宮崎地方裁判所破産係

債権者集会招集

令和７年（フ）第２８１０号
大阪市北区天神橋４丁目７番11―502号
破産者　株式会社ワン・スター
1　期日　令和８年12月７日午後３時30分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
令和８年10月５日
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第２８１１号
大阪府豊中市東寺内町14―25エルベコート緑地公園206号室
破産者　武岡星一こと　ＫＡＮＧ　ＳＵＮＧＩＬ　姜　　星一
1　期日　令和８年12月７日午後３時30分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
令和８年10月５日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

令和８年（フ）第２５６号
宮崎市下北方町下郷6041番地１
破産者　日髙富士彦
異議申述期間　令和８年11月17日まで
令和８年10月６日　宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３１０８号
大阪府枚方市東船橋１丁目70番地の１（107）
破産者　山本　安岐
異議申述期間　令和８年11月27日まで
令和８年10月２日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３２２８号
大阪市阿倍野区丸山通１丁目６番17号
破産者　松江　英加
異議申述期間　令和８年11月27日まで
令和８年10月２日
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１８３１号
大阪市北区梅田１丁目１番大阪駅前第３ビル10階
破産者　株式会社コンパル
異議申述期間　令和８年11月30日まで
令和８年10月５日
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１８３２号
大阪府箕面市箕面８丁目２番20号（102号）
破産者　大西　欽也
異議申述期間　令和８年11月30日まで
令和８年10月５日
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第６６６２号
大阪市北区豊崎３―15―５
破産者　株式会社ＬＩＢＥＲＴＡ
異議申述期間　令和８年11月30日まで
令和８年10月５日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１８６７号
大阪府吹田市千里山高塚８番１―805号
破産者　株式会社スウィフトチャンス
異議申述期間　令和８年11月30日まで
令和８年10月５日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３０１５号
大阪府豊中市北緑丘２丁目１番10―102号
破産者　株式会社ＴＯＣＯ102
異議申述期間　令和８年11月30日まで
令和８年10月５日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算開始

令和８年（ヒ）第２５号
埼玉県さいたま市南区根岸３丁目23番１－303号
清算株式会社　来然工業株式会社
代表清算人　豊岡拓也
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
さいたま地方裁判所第３民事部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第４号
千葉県八街市八街は15番地82
清算株式会社　株式会社金川工業
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
千葉地方裁判所佐倉支部

特別清算協定認可

令和８年（ヒ）第２号
北海道士別市東２条北３丁目17番地
清算株式会社　しずお建設運輸株式会社
代表清算人　今井優子
1　決定年月日　令和８年９月11日
2　主文　別紙記載の協定を認可する。
協定
1　清算会社と清算会社に対して債権を有する債権者（以下「本債権者」という。）は、本申立時点において、(1) 別紙記載の「再生計画別紙５対象債権及び弁済額一覧等」及び「しずおグループ追加弁済額一覧表」記載のとおりの弁済が既に行われていること、及び(2) 清算会社がその余の弁済を行う資力がないことについて、相互に確認する。
2　本債権者は、清算会社に対して有する別紙債権（別紙の他、特別清算開始決定の前後を問わず一切の利息債権・遅延損害金請求権等付随する債権がある場合には、これを含む。）について、本協定の認可の決定が確定した日に、当該債権全額につきその債務を免除する。
3　本債権者は、清算会社の特別清算が完了することを承諾する。
(別紙省略)
以上
旭川地方裁判所名寄支部

令和８年（ヒ）第３号
北海道士別市武徳町四十六線東三号
清算株式会社　かわにしの丘しずお農場株式会社
代表清算人　今井優子
1　決定年月日　令和８年９月11日
2　主文　別紙記載の協定を認可する。
協定
1　清算会社と清算会社に対して債権を有する債権者（以下「本債権者」という。）は、本申立時点において、（1）別紙記載の「再生計画別紙５対象債権及び弁済額一覧等」及び「しずおグループ追加弁済額一覧表」記載のとおりの弁済が既に行われていること、及び（2）清算会社がその余の弁済を行う資力がないことについて、相互に確認する。
2　本債権者は、清算会社に対して有する別紙債権（別紙の他、特別清算開始決定の前後を問わず一切の利息債権・遅延損害金請求権等付随する債権がある場合には、これを含む。）について、本協定の認可の決定が確定した日に、当該債権全額につきその債務を免除する。
3　本債権者は、清算会社の特別清算が完了することを承諾する。
（別紙省略）
以上
旭川地方裁判所名寄支部

令和８年（ヒ）第１００１号
鳥取市商栄町２０３番地２２
清算株式会社　株式会社マルシン
代表清算人　小山　佳宏
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第1　通則
1　協定の対象となる債権
本協定の対象となる債権は、株式会社マルシン（以下「清算株式会社」という）に対する本特別清算手続開始決定日までの原因に基づいて発生した債権（以下「協定債権」という）とする。
2　利息・遅延損害金の免除
協定債権に対する本特別清算開始決定後の利息及び遅延損害金は、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。
3　弁済の方法及び端数の処理
（1）弁済の方法
協定債権の弁済は、本特別清算手続における清算人代理事務所（東京都千代田区丸の内１－９－２グラントウキョウサウスタワー１３階）において行う。ただし、協定債権者が金融機関の口座に振り込む方法を指定した場合は、当該口座への振込により弁済する（振込手数料は金融機関の口座に振り込む方法を指定した協定債権者の負担とする）。
（2）弁済における端数の処理
協定債権の弁済において生じる弁済額の１円未満の端数は切り捨てる。
第2　協定債権の弁済及び放棄
1　協定債権の弁済
清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定認可決定確定日から２ヶ月以内に、本協定認可決定確定時に清算株式会社が有する資産総額から、本特別清算手続が結了するまでに発生し又は発生することが見込まれる一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算手続に係る清算株式会社に対する費用請求権に基づく債権、特別清算手続のために清算株式会社に対して生じた債権の合計額を控除した残額を弁済原資として、別紙「債権額一覧表」記載の各協定債権額に応じて按分した額を弁済する。
2　協定債権の放棄
各協定債権者は、上記１の弁済を受けたときに、その余の協定債権をすべて放棄する。なお、上記１の弁済原資が存しない場合、弁済原資が存しない旨の通知を清算株式会社が各協定債権者に通知したときに、各協定債権者は協定債権をすべて放棄する。
3　追加弁済
上記１による弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、これを清算株式会社が換価した上、各協定債権者に対し、その換価代金から必要な費用を控除した残額を追加弁済原資として、別紙「債権額一覧表」記載の各協定債権額に応じて按分した額を弁済する。この場合、当該追加弁済の範囲においては、上記２による放棄の効力は失われるものとする。
以　上
（別紙省略）
鳥取地方裁判所民事部

令和８年（ヒ）第３０２０号
大阪市福島区福島五丁目６番３８号ラグザ大阪レジデンス１階
清算株式会社　グランド理美容株式会社
代表清算人　　伊藤よしの
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件協定を認可する。
協定
1　本協定における協定債権者は大阪信用保証協会１名である。
2　協定債権者は、清算株式会社を含むグランド理美容グループ各社（清算株式会社、株式会社神戸グランド、株式会社グランド、株式会社グランド商事）と対象債権者（本協定債権者を含む。）において成立した令和６年11月18日付け事業再生計画書（以下「再生計画」という。）に基づき、協定債権者が清算株式会社に対して有する全ての債権（元本、利息、損害金その他名目の如何を問わない。）について、その債権の全てを放棄する。
3　清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、本協定債権者に対して、換価代金から必要な費用を控除した残額を、再生計画における追加弁済時の非保全残高の割合に応じて弁済する。この場合、本協定債権者が前項の規定により行った債権の放棄は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
以上
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（ヒ）第３０２１号
兵庫県宝塚市湯本町１番４６号宝南ショップス北館２階
清算株式会社　株式会社グランド
代表清算人　　伊藤よしの
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件協定を認可する。
協定
1　本協定における協定債権者は以下記載の３名である。
①株式会社三菱ＵＦＪ銀行
②株式会社日本政策金融公庫
③奈良県信用保証協会
2　各協定債権者は、清算株式会社を含むグランド理美容グループ各社（清算株式会社、グランド理美容株式会社、株式会社神戸グランド、株式会社グランド商事）と対象債権者（本協定債権者を含む。）において成立した令和６年11月18日付け事業再生計画書（以下「再生計画」という。）に基づき、各協定債権者が清算株式会社に対して有する全ての債権（元本、利息、損害金その他名目の如何を問わない。）について、その債権の全てを放棄する。
3　清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、本協定債権者に対して、換価代金から必要な費用を控除した残額を、再生計画における追加弁済時の非保全残高の割合に応じて弁済する。この場合、本協定債権者が前項の規定により行った債権の放棄は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
以上
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（ヒ）第３０２２号
兵庫県宝塚市湯本町１番４６号宝南ショップス北館１階
清算株式会社　株式会社神戸グランド
代表清算人　　伊藤よしの
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件協定を認可する。
協定
1　本協定における協定債権者は以下記載の３名である。
①株式会社三菱ＵＦＪ銀行
②株式会社阿波銀行
③兵庫県信用保証協会
2　各協定債権者は、清算株式会社を含むグランド理美容グループ各社（清算株式会社、グランド理美容株式会社、株式会社グランド、株式会社グランド商事）と対象債権者（本協定債権者を含む。）において成立した令和６年11月18日付け事業再生計画書（以下「再生計画」という。）に基づき、各協定債権者が清算株式会社に対して有する全ての債権（元本、利息、損害金その他名目の如何を問わない。）について、その債権の全てを放棄する。
3　清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、本協定債権者に対して、換価代金から必要な費用を控除した残額を、再生計画における追加弁済時の非保全残高の割合に応じて弁済する。この場合、本協定債権者が前項の規定により行った債権の放棄は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
以上
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（ヒ）第３０２３号

大阪市福島区福島五丁目６番３８号ラグザ大阪レジデンス１階

清算株式会社　株式会社グランド商事

代表清算人　　伊藤よしの

１　決定年月日　令和８年９月30日

２　主文　本件協定を認可する。

協定

１　本協定における協定債権者は大阪信用保証協会１名である。

２　協定債権者は、清算株式会社を含むグランド理美容グループ各社（清算株式会社、グランド理美容株式会社、株式会社神戸グランド、株式会社グランド）と対象債権者（本協定債権者を含む。）において成立した令和６年11月18日付け事業再生計画書（以下「再生計画」という。）に基づき、協定債権者が清算株式会社に対して有する全ての債権（元本、利息、損害金その他名目の如何を問わない。）について、その債権の全てを放棄する。

３　清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、本協定債権者に対して、換価代金から必要な費用を控除した残額を、再生計画における追加弁済時の非保全残高の割合に応じて弁済する。この場合、本協定債権者が前項の規定により行った債権の放棄は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

以上

大阪地方裁判所第６民事部

監督命令

令和８年（再）第２号

兵庫県西宮市山口町上山口４丁目２６番１４号

再生債務者　医療法人社団幸泉会

１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

２　監督委員　神戸市中央区御幸通６丁目１番２０号　ＧＥＥＴＥＸ　ＡＳＣＥＮＴ　ＢＬＤＧ　７階

神戸Ｈ．Ｉ．Ｔ．法律事務所　弁護士　久米　知之

令和8年9月29日

神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（再）第２３号

神奈川県相模原市中央区千代田一丁目６番１１号

再生債務者　株式会社ホンダハウス

１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

２　監督委員　東京都千代田区丸の内二丁目６番１号　丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所外国法共同事業　弁護士　関戸　　麦

令和8年9月30日

東京地方裁判所民事第２０部

決議に付する決定

令和８年（再）第１号

横浜市戸塚区影取町６５番地１０

再生債務者　大塚　勇規

１　決議に付する計画案　令和８年８月５日付け（令和８年９月１６日修正許可）再生債務者提出の再生計画案

２　書面投票期間　令和８年10月26日まで

３　議決権不統一行使の通知期限　令和８年10月19日

令和８年９月２５日

横浜地方裁判所第３民事部

再生計画認可

令和７年（再）第３号ないし第１４号

岡山県倉敷市阿知一丁目７番２号くらしきシティプラザ西ビル701号

再生債務者　ファーマーズホールディングス株式会社

三重県四日市市水沢野田町1618番地20

再生債務者　株式会社ＡＮＯ再生会社（旧商号あのつ牧場株式会社）

三重県四日市市黒田町395番地

再生債務者　有限会社四日市酪農

兵庫県丹波市市島町喜多910番地１

再生債務者　たんば高原牧場株式会社

広島県神石郡神石高原町桑木1112番地１

再生債務者　じんせき高原牧場株式会社

広島県三次市三和町羽出庭10429番地１

再生債務者　みよし高原牧場株式会社

広島県三次市三和町羽出庭10588番地の１

再生債務者　あせひら乳業株式会社

宮崎県西都市右松3087番地

再生債務者　さいと高原牧場株式会社

熊本県玉名市岱明町上88番地

再生債務者　ありあけ幸鷹牧場株式会社

熊本県阿蘇市的石字端辺775番地の32

再生債務者　株式会社ＡＳＯ再生会社（旧商号株式会社阿蘇ファーム）

熊本県阿蘇市的石字端辺775番地の32

再生債務者　阿蘇ファームリアルエステート株式会社

岡山県倉敷市阿知一丁目７番２号くらしきシティプラザ西ビル701号

再生債務者　ファーマーズサンフィード株式会社

１　主文　本件各再生計画を認可する。

２　理由の要旨　決議に付され可決された本件各再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。

令和８年９月30日

大阪地方裁判所第６民事部

小規模個人再生による再生手続開始

令和８年（再イ）第２０号

北海道旭川市春光５条９丁目13番３号　フォレスト103号

再生債務者　松本　一秀

１　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　令和８年11月２日まで

４　一般異議申述期間　令和８年11月16日から令和８年11月24日まで

旭川地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第２４号

茨城県守谷市みずき野６丁目22番地13

再生債務者　佐々木朝子

１　決定年月日時　令和８年10月５日午後２時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　令和８年11月２日まで

４　一般異議申述期間　令和８年11月16日から令和８年12月７日まで

水戸地方裁判所龍ヶ崎支部

令和８年（再イ）第１２号

茨城県古河市けやき平一丁目32番地９

再生債務者　渡邉　貴裕

１　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　令和８年11月２日まで

４　一般異議申述期間　令和８年11月16日から令和８年12月７日まで

水戸地方裁判所下妻支部

令和８年（再イ）第１８号

茨城県坂東市幸田957番地

再生債務者　直江　祐子

１　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　令和８年11月２日まで

４　一般異議申述期間　令和８年11月16日から令和８年12月７日まで

水戸地方裁判所下妻支部

令和８年（再イ）第２９号

埼玉県本庄市前原２丁目２番29号

再生債務者　庄司　征雄

１　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　令和８年11月２日まで

４　一般異議申述期間　令和８年11月16日から令和８年12月７日まで

さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（再イ）第３６５号

東京都板橋区板橋４―42―４―102

再生債務者　稲熊　昴幸

１　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　令和８年11月２日まで

４　一般異議申述期間　令和８年11月16日から令和８年12月７日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第３７１号

東京都八王子市下柚木２―13―３―301

再生債務者　大野　直樹

１　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　令和８年11月２日まで

４　一般異議申述期間　令和８年11月16日から令和８年12月７日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第４３号
静岡県富士市厚原2045番地の２　クレセオ丘202号
再生債務者　湯佐　翔希
1　決定年月日時　令和８年10月５日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月２日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月９日から令和８年11月19日まで
静岡地方裁判所富士支部破産係

令和８年（再イ）第１２７号
京都府宇治市伊勢田町南山21番地の５　自衛隊官舎Ｉ棟９号
再生債務者　篠原　宏典
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月２日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月９日から令和８年11月19日まで
京都地方裁判所第５民事部再生係

令和８年（再イ）第１３３号
京都市西京区牛ケ瀬奥ノ防町23番地　第二コーポ藤岡　206号室
再生債務者　日下　寿広
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月２日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月９日から令和８年11月19日まで
京都地方裁判所第５民事部再生係

令和８年（再イ）第２９７号
大阪府吹田市南吹田１丁目14番22号
再生債務者　廣山和男ことポッポ韓国フーズこと　ＳＯＮ　ＨＷＡ　ＢＹＵＮＧ　孫　　和炳
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月２日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月９日から令和８年11月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第３１０号
大阪府東大阪市永和３丁目16番５号
再生債務者　安井　健之
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月２日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月９日から令和８年11月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第３５１号
大阪市西淀川区佃１丁目７番10号　フラッツ佃　204号室
再生債務者　鈴木　統磨
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月２日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月９日から令和８年11月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第３９号
大阪府河内長野市喜多町256番地の10
再生債務者　岩崎　尚也
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後２時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月２日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月９日から令和８年11月24日まで
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

令和８年（再イ）第１０９号
北九州市八幡西区藤原１丁目８番15号（Ａ）
再生債務者　鴨　　泰成
1　決定年月日時　令和８年10月５日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月２日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月９日から令和８年11月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（再イ）第５７号
熊本市東区健軍本町14番40―606号
再生債務者　前田　元嗣
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月２日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月16日から令和８年11月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（再イ）第３４号
函館市上湯川町30番９―103号
再生債務者　川合　正彦
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月４日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月17日から令和８年12月７日まで
函館地方裁判所

令和８年（再イ）第１９号
北海道旭川市末広東１条２丁目５番６号
再生債務者　側　　隆次
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月４日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月17日から令和８年11月24日まで
旭川地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第５号
岩手県遠野市遠野町41地割111番地
再生債務者　浜川　洋平
1　決定年月日時　令和８年10月６日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月４日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月17日から令和８年12月１日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

令和８年（再イ）第１７号
宮城県栗原市志波姫南郷蓬田１番地285
再生債務者　伊藤　信一
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月４日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月18日から令和８年12月１日まで
仙台地方裁判所古川支部個人再生係

令和８年（再イ）第２１号
富山県高岡市井口本江834番地５
再生債務者　齊藤　裕之
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月４日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月10日から令和８年11月17日まで
富山地方裁判所高岡支部

令和８年（再イ）第３２号
静岡県富士市天間590番地の14　レオパレスクラインヒル207号
再生債務者　半澤　大明
1　決定年月日時　令和８年10月６日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月４日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月10日から令和８年11月20日まで
静岡地方裁判所富士支部破産係

令和８年（再イ）第１６号
滋賀県米原市入江269番地10
再生債務者　古川　圭一
1　決定年月日時　令和８年10月６日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月４日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月10日から令和８年11月24日まで
大津地方裁判所長浜支部個人再生係

令和８年（再イ）第５号
島根県松江市上大野町1443番地
再生債務者　宍道千鶴子
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後２時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月４日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月11日から令和８年11月25日まで
松江地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第９２号
福岡県中間市中央５丁目17番７号　プレッソリーバⅢ　203号、前住所福岡県古賀市舞の里４丁目24番８号
再生債務者　桑田　　光
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月４日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月11日から令和８年11月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

小規模個人再生による書面決議に付する決定

令和８年（再イ）第２８号
愛知県一宮市三条字賀100番地　アーバンジョイ２Ａ号
再生債務者　ユウシン通商こと　中川　信雄
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月８日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月29日まで
令和８年10月１日
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（再イ）第７２号
大阪市東成区東今里３丁目３番９号　サンルーチェ東今里　205号
再生債務者　松山　　翼
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月29日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月29日まで
令和８年10月５日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第２１７号
大阪市平野区瓜破２丁目１番49号　ディアコート平野403
再生債務者　エルグシステムこと　奥島　太一
1　決議に付する再生計画案　令和８年８月28日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月29日まで
令和８年10月５日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第３０４号
大阪市淀川区十三東１丁目14番８―1004号
再生債務者　谷口　基紀
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月26日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月30日まで
令和８年10月２日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第６号
沖縄県那覇市田原４丁目８番地４
再生債務者　上原　正和
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月17日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月30日まで
令和８年10月２日
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（再イ）第１６号
群馬県高崎市正観寺町347番地１　セゾン平成202号
再生債務者　増渕　一良
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月10日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月２日まで
令和８年10月５日　前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（再イ）第２０号
長野県安曇野市豊科南穂高6463番地９
再生債務者　仁科　　賢
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月17日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月２日まで
令和８年10月５日　長野地方裁判所松本支部

令和８年（再イ）第２６号
静岡県富士市森島286番地の５
再生債務者　ヒグルワナ　バムヌアラッチゲラサンタ　サマラウィックラマ
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月８日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月２日まで
令和８年10月５日
静岡地方裁判所富士支部破産係

令和８年（再イ）第３７号
愛知県稲沢市長野３丁目３番24号　フラット長野Ｂ101
再生債務者　奈良崎哲太
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月７日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月２日まで
令和８年10月５日
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（再イ）第１４号
三重県名張市桔梗が丘５番町４街区70番地35
再生債務者　福田ちはる
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月29日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月２日まで
令和８年10月５日　　津地方裁判所伊賀支部

令和８年（再イ）第２９１号
大阪市港区磯路３丁目11番21号
再生債務者　藤山　智子
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月14日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月２日まで
令和８年10月５日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第３３２号
大阪市平野区長吉六反１丁目10―21　Ａ―101（住民票上の住所　堺市美原区さつき野東２丁目８番地９）
再生債務者　水野　亜紀　（旧姓大谷）
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月25日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月２日まで
令和８年10月５日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第２０号
釧路市貝塚４丁目９番５号
再生債務者　佐々木　通
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月24日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月４日まで
令和８年10月６日　　釧路地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第８号
福島県会津若松市白虎三丁目８番地の11
再生債務者　遠藤　　晃
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月９日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月４日まで
令和８年10月６日
福島地方裁判所会津若松支部破産・再生係

令和８年（再イ）第９号
福島県会津若松市白虎三丁目８番地の11
再生債務者　遠藤　千明
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月９日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月４日まで
令和８年10月６日
福島地方裁判所会津若松支部破産・再生係

令和８年（再イ）第２号
香川県観音寺市柞田町丙1907番地４
再生債務者　大西　康広
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月24日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月４日まで
令和８年10月６日
高松地方裁判所観音寺支部

令和８年（再イ）第７号
佐賀県伊万里市立花町2666番地１　１番
再生債務者　松本　幸造
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月１日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月４日まで
令和８年10月６日
佐賀地方裁判所武雄支部破産再生係

令和８年（再イ）第８３号
京都府木津川市木津八ケ坪７番地９
再生債務者　中村工務店こと　中村　英介
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月16日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月６日まで
令和８年10月６日
京都地方裁判所第５民事部再生係

小規模個人再生による再生手続廃止

令和８年（再イ）第５０号
兵庫県尼崎市南塚口町７丁目24番１号　ティーグル南塚口　403
再生債務者　小田美和子
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
令和８年10月５日　神戸地方裁判所尼崎支部

令和８年（再イ）第５６号
兵庫県尼崎市開明町２丁目１番地の６　コート・アッキーノ　305号
再生債務者　薗田雄太郎
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
令和８年10月６日　神戸地方裁判所尼崎支部

給与所得者等再生による再生手続開始

令和８年（再ロ）第６号

埼玉県上尾市浅間台三丁目30番地31

再生債務者　上條　雅哉

1　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　令和８年10月23日まで

4　一般異議申述期間　令和８年11月６日から令和８年11月13日まで

さいたま地方裁判所第３民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

令和８年（再ロ）第２号

福島県田村市船引町東部台四丁目128番地１

再生債務者　佐久間圭太

1　意見聴取に付する再生計画案　令和８年９月25日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　令和８年11月５日まで

令和８年10月６日

福島地方裁判所郡山支部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

令和８年（再ロ）第１０００８号

東京都町田市玉川学園５―13―３

再生債務者　盛川　　強

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　令和８年９月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年10月５日

東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再ロ）第４号

千葉市中央区都町１丁目37番６号　ラ・メール都101号

再生債務者　永田精一郎

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　令和８年９月29日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年10月５日

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（再ロ）第１号

福岡県宮若市本城462番地５

再生債務者　大山　佳孝

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　令和８年９月29日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年10月６日　福岡地方裁判所直方支部

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和８年（チ）第４号

愛媛県伊予郡砥部町高尾田１０６８番地

申立人　渡部　亮太

住所・居所　不明

（最後の住所）大阪府大阪市西成区花園北２丁目10番15号　コーポきく３Ｆ303

所有者　亡本田　康彦相続財産

届出期間満了日　令和８年11月30日

令和８年９月30日

松山地方裁判所

（別紙）　物　件　目　録

1　所在　伊予郡砥部町宮内

地番　８６４番

地目　宅地

地積　５４７．７７平方メートル

2　所在　伊予郡砥部町宮内

地番　８６５番５

地目　宅地

地積　５８．６５平方メートル

3　所在　伊予郡砥部町宮内

地番　８６５番６

地目　田

地積　１６平方メートル

所有者不明専有部分管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の専有部分又は共有持分について所有者不明専有部分管理命令の申立てがあったので、上記の専有部分又は共有持分の区分所有者又は共有持分を有する者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和８年（チ）第２号

兵庫県尼崎市南武庫之荘二丁目８番１号

申立人　ルネ武庫之荘管理組合

住所・居所　不明

（亡竹内雅樹の最後の住所）兵庫県宝塚市美幸町11番16号はんしん自立の家

区分所有者　亡竹内雅樹相続財産

届出期間満了日　令和８年11月30日

令和８年９月30日

神戸地方裁判所尼崎支部

（別紙）　物　件　目　録

（一棟の建物の表示）

所在　尼崎市南武庫之荘二丁目83番地、82番地、81番地

建物の名称　ルネ武庫之荘

構造　鉄筋コンクリート造陸屋根７階建

床面積　１階　1349.73平方メートル

２階、３階　各1515.15平方メートル

４階　1437.02平方メートル

５階、６階　各1432.38平方メートル

７階　1367.48平方メートル

（専有部分の建物の表示）

家屋番号　南武庫之荘二丁目83番64

建物の名称　409号

種類　居宅

構造　鉄筋コンクリート造１階建

床面積　４階部分　63.91平方メートル

会社その他の公告

合併公告

左記法人は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和九年四月一日であり、各法人の社員総会の承認決議については甲乙ともに終了しており、令和八年九月二十四日に埼玉県知事の認可を得ています。

この合併に対し異議のある債権者の方は、本公告掲載の翌日から令和九年三月二十日までにお申し出ください。

令和八年十月十五日

埼玉県上尾市柏座一丁目一〇番一〇号

（甲）医療法人社団愛友会

理事長　中村　康彦

東京都台東区今戸二丁目二六番一五号

（乙）医療法人社団浦育会

理事長　浪川　浩明

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（乙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年十月十五日

掲載頁　二頁

令和八年十月十五日

東京都千代田区内神田一―一―一―一〇コハラビル　（甲）合同会社コハラプロパティ

代表社員　小原　薫

東京都千代田区内神田一丁目一―一番一〇号

（乙）株式会社コハラビル

代表取締役　小原　薫

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）

掲載　官報

掲載の日付　令和八年三月三十一日

掲載頁　七十七頁（号外第七十六号）

（丙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年三月三十一日

掲載頁　六十九頁（号外第七十六号）

令和八年十月十五日

東京都港区赤坂三丁目二一番七号

（甲）株式会社イシン・アカサカ・オペレーションズ

代表取締役　亀井　　康

東京都千代田区神田淡路町一丁目七番五号

（乙）株式会社イシン・オチャノミズ・オペレーションズ

代表取締役　亀井　　康

東京都港区西新橋一丁目一七番一三号

（丙）株式会社イシン・シンバシ・オペレーションズ

代表取締役　亀井　　康

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙、丁、戊及び己の権利義務全部を承継して存続し乙、丙、丁、戊及び己は解散することといたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年三月三十日
掲載頁　九十三頁（号外第七十四号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年三月二十五日
掲載頁　五十一頁（号外第六十八号）

（丙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年四月八日
掲載頁　六十五頁（号外第八十三号）

（丁）掲載　官報
掲載の日付　令和八年三月二十六日
掲載頁　五十一頁（号外第七十号）

（戊）掲載　官報
掲載の日付　令和八年四月十日
掲載頁　一一一頁（号外第八十五号）

（己）掲載　官報
掲載の日付　令和八年四月十三日
掲載頁　一〇八頁（号外第八十六号）

令和八年十月十五日
東京都中央区築地六丁目四番一〇号
（甲）テーブルマーク株式会社
代表取締役社長　松田　要輔
愛知県豊川市上長山町小南口原八三番地
（乙）株式会社光陽
代表取締役社長　長井　慎士
茨城県猿島郡境町大字西泉田字海道向一四三六番の一
（丙）サンバーグ株式会社
代表取締役社長　石井　敏樹
香川県観音寺市三本松町四丁目二番三五号
（丁）加卜吉水産株式会社
代表取締役社長　尾﨑　清隆
福岡県糟屋郡久山町大字久原字野添三七七六番地の一四
（戊）一品香食品株式会社
代表取締役社長　大野　貴弘
宮崎県宮崎市佐土原町東上那珂一一三七五番地七
（己）日本食材加工株式会社
代表取締役社長　若木　裕貴

吸収分割公告

当社（甲）は吸収分割により、株式会社ベネッセコーポレーション（乙、岡山県岡山市北区南方三丁目七番一七号）のベネッセ高等学院事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年五月二十一日
掲載頁　二三七頁（号外第一一二号）

（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年六月十日
掲載頁　九頁

令和八年十月十五日
東京都新宿区西新宿一丁目二六番二号新宿野村ビル二五階
株式会社東京個別指導学院
代表取締役社長　松尾　茂樹

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の事業に関して有する権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
令和八年十月十五日
東京都千代田区内神田一丁目一一番一〇号
（甲）株式会社コハラプロテイン
代表取締役　小原　薫
東京都千代田区内神田一―一一―一〇コハラビル
（乙）合同会社コハラプロパティ
代表社員　小原　薫

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の株式保有業務に関して有する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年十月五日
掲載頁　十一頁

（乙）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年十月五日
掲載頁　十一頁

令和八年十月十五日
山口県山陽小野田市稲荷町一〇番二三号
（甲）竜王株式会社
代表取締役　藤田　敏彦
山口県山陽小野田市稲荷町一〇番二三号
（乙）西部特アス株式会社
代表取締役　藤田　敏彦

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ティーケイ運輸（本店奈良県大和郡山市池沢町一三九番地一）に対して当社の不動産賃貸事業及び運送事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

当社の株主総会の承認決議は令和八年十月一日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

計算書類の公告義務はありません。

令和八年十月十五日
奈良県大和郡山市池沢町一三九番地一
有限会社エム・ケイ運輸
代表取締役　喜彡　忠史

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月十五日
栃木県小山市城山町二丁目一〇番一四号日光堂ビル五階
合同会社トラスティルビジネスサービス
代表社員　株式会社トラスティルグループ
職務執行者　小倉　純一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月十五日
埼玉県川口市大字木曽呂四七八番地の六二
合同会社Ｉｐｐｏ一歩
代表社員　古山　静香

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月十五日
東京都北区岸町二―一〇―一八ＴＡＭＡＨＯＭＥ二Ｆ　ＹＭＣリフォーム合同会社
代表社員　武井　松一

組織変更公告

当組合は、令和八年十月十三日開催の総会の決議により、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年十一月二十八日です。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る計算書類は、主たる事務所に備え置いております。

令和八年十月十五日
長野県中野市大字更科六一三番地五
農事組合法人サンフィール
理事　檀原　拓也

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和八年十月十五日
京都市下京区朱雀宝蔵町四四番地協栄ビル二階京都朱雀スタジオ　合同会社ＴＫＲ
代表社員　奥　隆彰

組織変更公告

当組合は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は、株式会社京都土木会館とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月十五日
京都市中京区室町通夷川上ル鏡屋町五〇番地の五
京都土木協同組合
代表理事　井上　準二

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月十五日

神戸市垂水区学が丘四丁目三番一号

合同会社スターエステート

代表社員　藤野　京子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月十五日

神戸市垂水区学が丘四丁目三番一号

合同会社スターデンタルラボ

代表社員　山里　葉子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月十五日

徳島県徳島市昭和町三丁目九番地の一サーパス県庁東八〇三号室

ｃｏｍｅａｒｔ合同会社

代表社員　板東　輝

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月十五日

福岡市中央区天神四―六―二八いちご天神ノースビル七階

ｅｅｌ合同会社

代表社員　加島　龍一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九百万円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://minotauros.jp/accounting/index.html

令和八年十月十五日

東京都港区麻布台三丁目四番一四号麻布台マンション五〇二　株式会社ミノタウロス

代表取締役　小島　太郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年十月十五日

熊本県葦北郡芦北町大字田浦三四六一番地

有限会社鶴田有機農園

代表取締役　鶴田　正徳

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し九千二百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月十五日

沖縄県国頭郡今帰仁村字古宇利一二一番地

合同会社コルディオ今帰仁リゾート

代表社員　株式会社アイムホーム

職務執行者　渡久川　剛

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金三〇〇〇万円減少し金一〇〇〇万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年十二月一日であり、株主総会の決議は令和八年九月一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

計算書類の公告義務はありません。

令和八年十月十五日

沖縄県浦添市安波茶二丁目一―八ＡＭＵＳＥＭＥＮＴＢＩＬＬＧＯ，Ｔ―二

有限会社足仂

代表取締役　喜屋武　進

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を二億五千六百四十九万五百五十五円減少し〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年十月十五日

愛知県田原市折立町原一番地八

エス・ティー・ホールディングス株式会社

代表取締役　杉浦　学

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億三千三百四十九万四千九百五十四円、資本準備金の額を十三億五千八百四十九万四千九百九十三円減少し、それぞれ一億円、八億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://k.secure.freee.co.jp/companies/859998/announces

令和八年十月十五日

東京都千代田区丸の内一―八―二

ＳｏｃｉａｌＧｏｏｄ株式会社

代表取締役　高岡壮一郎

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年十月十五日

東京都港区芝四丁目三番二―六〇八号

アイデンティブ株式会社

代表取締役　マンフレッド・ミュラー

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年十月十五日

東京都台東区蔵前三丁目二番二号

リマージュジャパン株式会社

代表取締役　フレデリック・シー・グリーン・フォース

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年十月十五日

東京都新宿区西新宿七丁目九番一五号

株式会社麺通団プロダクト&マネジメント

代表取締役　森　智秀

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和八年十月十五日

名古屋市港区七番町五丁目五番地

株式会社山中園

代表取締役　山中　勝

合併につき株券提出公告

当社は、三晃装美株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年十二月一日までに当社にご提出下さい。

令和八年十月十五日

広島市東区矢賀新町五丁目一番八号

ヤマト株式会社

代表取締役　筒井　誠志

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるムハマド・ワカスとナイジェル・ウェントが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和八年十月十五日

東京都港区赤坂五丁目二番二〇号

ＧＥ　ＥＮＥＲＧＹ　ＰＯＷＥＲ　ＣＯＮＶＥＲＳＩＯＮ　ＦＲＡＮＣＥ　ＳＡＳ

日本における代表者　ムハマド・ワカス

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるＴＭＦＧｒｏｕｐ株式会社が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月十五日

東京都港区新橋四丁目二一番三号新橋東急ビル三階

マグロウヒル・エデュケーション・パブリケーションズ・オーバーシーズ・エル・エル・シー

日本における代表者

ＴＭＦ　Ｇｒｏｕｐ株式会社

代表取締役　陳　琪

限定承認公告

本籍神奈川県横浜市保土ケ谷区上菅田町一六一番地、最後の住所神奈川県横浜市保土ケ谷区上菅田町一六一番地

被相続人　亡　石崎　吉一

右被相続人は令和八年八月十三日死亡し、その相続人は令和八年九月三十日横浜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十五日

（送達場所）横浜市中区日本大通一七番地GATE TERRACE YOKOHAMA八階

相続財産清算人　石崎　晶

代理人弁護士　高橋　宏

限定承認公告

本籍岡山県岡山市北区大窪一六〇番地、最後の住所岡山県岡山市北区今六丁目九番二五号アルフィーネ今Ａ棟三〇七号

被相続人　亡　髙木　未央

右被相続人は令和八年六月二十一日ころから三十日ころまでの間に死亡し、その相続人は令和八年十月二日岡山家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十五日

岡山県岡山市北区大窪一六〇番地

限定承認者　髙木由美子

配当公告

三重県伊勢市一之木二丁目四番七号

破産者　エフリックス株式会社

右の者に対する津地方裁判所伊勢支部令和六年（フ）第九十一号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一九七、八九八、二二七円

（内優先債権額　金四五四、五二三円）

一、配当することのできる金額

金一〇、九一七、五五三円

（内優先債権額　金四五四、五二三円）

令和八年十月十五日

三重県津市丸之内養正町四―一　丸之内三重ビル二階　破産管財人　室木　徹亮

訂正公告

令和八年八月二十一日（号外第一八七号九十九頁）掲載の合併公告及び決算公告（枠組）中、株式会社黎明電子の第四十四期決算公告中、流動資産「62,814」とあるは「56,873」、固定資産「134,075」とあるは「136,581」、流動負債「9,295」とあるは「9,522」、株主資本「27,948」とあるは「24,286」、利益剰余金「17,948」とあるは「14,286」、その他利益剰余金「15,448」とあるは「11,786」、（うち当期純損失）「(4,377)」とあるは「(8,038)」、資産の部並びに負債及び純資産の部合計「196,889」とあるは「193,454」の誤りにつきそれぞれ訂正します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月十五日

栃木県足利市大月町一二一八番地二

（甲）株式会社黎明電子

代表取締役　川久保美代子

栃木県足利市大月町一二八九番地二

（乙）株式会社黎明農園

代表取締役　川久保美代子

訂正公告

令和八年八月二十一日（号外第一八七号）掲載の旅行業者営業保証金取戻し公告中、「⑤本社」とあるは「⑥本社営業所」の誤りにつき訂正します。

令和八年十月十五日

東京都豊島区南大塚三丁目三六番七号南大塚Ｔ＆Ｔビル六Ｆ　株式会社旅リンク

代表取締役　江本　潤

取消公告

令和八年八月二十五日（号外第一八九号）掲載の合併公告及び決算公告（枠組）中、合併公告のみ取消します。

令和八年十月十五日

名古屋市南区岩戸町一七番二五号

（甲）真洋商事株式会社

代表取締役　服部佐和世

名古屋市南区岩戸町一七番二五号

（乙）Ｆｏｒ．Ｃｅ　ＨＤ株式会社

代表取締役　服部佐和世

正　誤

令和八年九月十六日（号外第二百六号）公布内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第六号（対内直接投資等に関する命令及び外国為替法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する命令）（印刷誤り）

一四六ページ別紙様式第十四記入要領は次のとおりの誤り。

16　「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「(7)　事前届出業種に該当する理由及び事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄には、国内の会社等が営む事前届出業種又は国内の会社等が保有する事前届出対象である技術若しくは情報を記入すること。事前届出業種が、対内直接投資等に関する命令第３条の２第２項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記し当該告示の該当する条項を記載すること。国内の会社等の営む事前届出業種又は国内の会社等が保有する事前届出対象である技術若しくは情報の内容を簡記するため、当該業種に欄にて事業又は当該技術若しくは情報に係る事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、国内の会社等の該当業種又は保有する技術若しくは情報に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。

17　「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「(8)　事前届出業種に該当する理由及び事前届出対象の技術若しくは情報を保有する理由」欄には、当該届出業種に該当する事業を営む理由又は事前届出対象である技術若しくは情報を保有する理由を記入すること。当該届出業種又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する理由が複数ある場合は、その全てを記入すること。

18　「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「(9)　直接保有法人等との関係」欄中「取得後に直接保有法人等と特別な関係にあるものが所有等をする国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄及び「(10)　取得後に届出者と特別な関係にあるものが所有等をする国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄については、国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄については直接保有法人等と、「(9)　取得後に届出者と特別な関係にあるものが所有等をする国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄については届出者と、それぞれ特別の関係にあるもの（これらのものを含む。）を令第２条第28項第１号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体をいう。）に関する情報を記載すること。これらの欄において、取得後の「数量」及び「出資比率・議決権比率」の把握が困難な場合は、届出時において判明している「数量」及び「出資比率・議決権比率」を記入すること。

19　「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「(9)　直接保有法人等との関係」欄中「届出時までの直接保有法人等による経営関与の方法」欄には、不明である場合は、「不明」と記入して差し支えない。

20　「５　取得の目的等」欄中「(1)　取得目的」欄には、「資産運用」、「直接保有法人等への経営関与」、「国内の会社等への経営関与」、「資金調達の支援」等の取得の目的（目的が複数ある場合はその全て）を記入すること。なお、直接保有法人等又は国内の会社等へ経営関与する可能性がある場合は、取得の目的として「直接保有法人等への経営関与」又は「国内の会社等への経営関与」と記入すること。また、「取得しようとする外国投資等に係る外国法人等への投資目的の詳細」欄には、該当する内容の詳細を記載すること。「(2)　直接保有法人等の経営への関与の方法」欄には、予定される経営関与の方法を詳細に記載し、「取締役の選解任」、「株主総会における株主提案」、「経営支配に関する契約の締結」等の経営関与の方法をできる限り具体的に記入すること。「(3)　国内の会社等の経営への関与の方法」欄内「事前届出業種に該当する事業又は事前届出対象の技術若しくは情報に係る事業の譲渡、廃止又は縮小に関する提案の可能性」欄において、該当する者に○を付す（該当が複数ある場合はその全て）とともに、「イ　あり」を選択した場合、提案する可能性がある事項の詳細について記入すること。なお、(2)及び(3)の欄は、取得の目的に経営関与が含まれない場合は記入を要しない。

21　「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄には、届出者が最終親会社等（租税特別措置法第66条の４の４第１項第５号に規定する最終親会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合は、当該最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであって、届出者の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。

また、届出者が特定組合等（法第26条第１項第４号に規定する特定組合等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合は、その業務執行組合員の最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであって、その業務執行組合員の財務及び営業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。届出者が外国の法令に基づいて設立されたファンド（特定組合等を除く。）であって、その業務を執行する構成員を有する場合は、特定組合等に準じて記入すること。

22　「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国有企業等との関係」欄において、届出者の事業方針等に影響を及ぼすものと国有企業等（令第３条の２第１項第３号から第６号までに掲げるものをいう。）との資本関係その他の支配関係を記入すること。

23　令第２条第25項第12号に規定する行為（外国法人等の株式又はこれに類するものであって、当該外国法人等の株主総会等において決議すべき事項の決定についてその所有者の同意を要するものの取得）をしようとするときは、「７　令第２条第25項第12号に規定する同意を要する対象（同号の取得に該当する場合のみ記入）」欄においてその同意を要することとされている対象事項について記入すること。

24　「８　国の安全等に係る措置」欄には、法第27条第１項第４号に規定する「国の安全等に係る措置」を講ずる場合に、当該措置の具体的内容を記入すること。この場合において、上記様式の記入欄内に記入することができない場合は、別紙を添付して差し支えない。

25　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等の記入欄（外国為替及び外国貿易法第17条（第17条の３又は第17条の４第１項において準用する場合を含む。）に基づき確認を行う場合に記入を要するものとする。）

為替取引又は電子決済手段等の移転等を行った年月日	金　額	銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等確認欄
（日本産業規格Ａ４）		